

平成 27 年度発達障害者支援開発事業
事業実施報告書

「発達障害者自立生活支援プログラム普及事業」
「高校・大学を対象とした発達障害早期支援モデル事業」

平成 28 年 3 月

滋賀県

1. 事業要旨
2. 発達障害者自立生活支援プログラム普及事業（別冊）
3. 高校・大学を対象とした発達障害早期支援モデル事業（別冊）
4. 企画・推進委員会(滋賀県発達障害者支援推進委員会)での検討
5. 成果の公表実績・計画

1. 事業要旨

(1) 発達障害者自立生活支援プログラム普及事業

事業委託先：社会福祉法人グロー

高機能自閉症などの発達障害者への支援において、相談支援の充実とともに、社会的自立を支援するための福祉サービスの充実が大きな課題となっている。

こうしたことから、平成 24 年度から 26 年度には発達障害者自立生活支援システム構築事業において、生活訓練と就労準備訓練を一体的に提供し、地域生活への移行を支援するとともに、有効なアセスメントや支援プログラム、人材養成モデルの開発等からなる自立生活支援プログラムを作成してきた。

平成 27 年度は、このプログラムを既存の障害福祉サービス事業所へ普及し、発達障害者の受入れ促進を図ることとした。

ア 取組内容

・発達障害者支援向上研修の実施

障害福祉サービス事業所の職員に対して、具体的な事例を通してアセスメントシートの活用や支援プログラムの実施等を学ぶグループワーク形式の実践研修を実施。

・支援プログラム巡回普及等事業

プログラム普及員が就労移行支援事業所等（以下事業所等という）の障害福祉サービス事業所に巡回し、プログラムを活用しながら知的障害を伴わない発達障害者への対応に関する助言等を行うこととした。その準備として、質問紙による調査を実施し、各事業所等の現状と課題について把握した。調査結果は巡回の際に活用するとともに、調査結果から全体的な課題について考察した。

イ 結果および考察

・発達障害者支援向上研修

保護者支援・家族支援と就労支援についての研修を実施。96 名が参加し支援者としての自己研鑽や自己理解について深める機会となった。

・支援プログラム巡回普及等事業

就労移行支援事業所への訪問の中で、アセスメントに関すること、特性を理解したうえでの環境調整に関すること、家族支援に関することの課題が見えてきた。プログラム活用により改善が期待できる部分と、利用する障害福祉サービスの枠組みの見直しや家族支援の必要性など、プログラム普及にとどまらず事業所とのやり取りから課題も見えてきている。今後の施策検討に活かしていきたい部分である。

(2) 高校・大学を対象とした発達障害早期支援モデル事業

事業委託先：社会福祉法人しが夢翔会

高校、大学に在籍している発達障害のある生徒、学生に対し、発達障害の特性を考慮した進路指導がなされず、大学進学後中退したり、卒業後就労できずニートや引きこもりの状態に至ったりした後に福祉支援につながるケースが増えている。高校、大学においても発達障害のある生徒、学生への対応がわからず苦慮している事例もまれではない。

相談支援事業所等に「進路支援コーディネーター」2名を配置し、一部の圏域でモデル的に私立高校、大学を巡回し実情を把握したうえで、当該高校、大学の進路担当者や学生支援担当者に対する研修、取組の評価や助言等を行い、その実績をもとに高校大学における発達障害者支援の普及方策の研究を行うこととした。

ア 取組内容

- ・支援が必要な生徒・学生の早期把握
- ・支援対象者および保護者への障害受容に向けた支援
- ・就労に向けたアセスメント、職場実習の焼成、就労相談
- ・教員等への助言

イ 結果および考察

学校以外の関係機関にも事業概要についての説明と連携協力依頼のために訪問したことにより、対象高校、大学側からの情報に加え、卒業後も視野に入れた全体的な状況把握につながった。

また、学校については、これまでの自立支援協議会等で築かれたネットワークについて情報を十分持っていなかったため、本事業により実際の支援現場での連携につながった。

高校、大学の段階で支援をスタートさせていく場合、本人や保護者の自己理解や障害受容が第1歩となるが、そのための場づくりや方法については、各校とも十分に確立しているとは言えない状況である。したがって、地域の福祉資源等関係機関と学校との連携に加え、高校、大学段階での発達障害早期支援プログラムの構築が今後の課題である。

4. 企画・推進委員会（発達障害者支援推進委員会）での検討

本県では、発達障害者支援開発事業の推進に関わる指導・助言等を担う委員会として、発達障害者支援推進委員会を設置している。（設置要綱および委員構成は別表）

平成 28 年 3 月 4 日に開催された委員会に於いては、県の発達障害者支援施策の具体について、事業者および県発達障害者支援センター等関係機関からの報告と、今後の施策の在り方について協議した。

委員会での開発事業に関する協議概要は以下の通り。

- ・「発達障害を理解するための支援関係者協議会」「発達障害者支援施策検討協議会」、「滋賀県障害者プラン」策定を経て、「発達障害者支援推進協議会」の開催へと至っている。発達障害者支援施策について横断的に協議する機会とし、事業相互のつながりや関連が今後必要となってくると思われるため、本委員会を発達障害者支援開発事業の企画・推進委員会としての意味付けも持たせることとする。
- ・発達障害者自立生活支援プログラム普及事業について、事業所への巡回の中で、自己理解の不十分さや、自立生活を送る上での課題整理への本人参画のありかたなどについての対応を中心として伝えてきた。
- ・事業所に普通科の高等学校から相談が来ることもあり、特に発達障害についての関心は高いものの、地域の相談支援サービスについての理解が十分とは言えない状況がある。短期間での事業であり、継続した取組が必要。
- ・「ジョブカレ」のみの支援ではなく、市町、「働き・暮らし応援センター」などの相談支援事業所が役割を分担し、情報を共有して支援することが大切。

発達障害者支援推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 本県における発達障害支援施策を効果的に実施するために、関係者が発達障害施策についての情報を共有し、連携した取り組みを行うこととし、このため発達障害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、関係者の連携のもと、本県における発達障害施策の検討や発達障害者支援に関する取組状況について意見交換し、本県の実態に応じた具体的な取組の方向性について協議する。

- 2 発達障害児者支援開発事業において実施する発達障害者支援モデル事業の進行管理
- 3 発達障害者支援施策における各種事業の進行管理
- 4 発達障害者の支援に係る必要な事項の検討

（構成）

第3条 委員会の構成員は、別表のとおりとする。

（会長）

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議の議長は、会長があたる。

- 2 議長は、必要があると認めるときには、委員以外の者の会議への出席および意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年2月18日から施行する。

(別表) 平成27年度 滋賀県発達障害者支援推進委員

区分	団体名	役職名
有識者	滋賀県障害者自立支援協議会	発達障害／ 教育分野委員
精神医療	県立精神保健福祉センター 県立精神医療センター	所長 精神科部長
小児医療	社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
教育	県立八幡商業高等学校	教諭
福祉	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長
就労	滋賀障害者職業センター	所長
当事者	NPO 法人 JDD ネットしが	副代表
行政	甲賀市発達支援課	参事
県行政	健康医療福祉部障害福祉課	課長
福祉(事業者)	社会福祉法人夢翔会ステップ広場ガル	統括施設長
福祉(事業者)	社会福祉法人グロー びわ湖ワークス・ジョブカレ	施設長
福祉(事業者)	滋賀県発達障害者支援センター	所長

	所属	役職名
関係部局	県教育委員会学校支援課特別支援教育室	主査
	県教育委員会学校教育課	主査
	商工観光労働部労働雇用政策課	主事
	社会福祉法人夢翔会発達障害支援サポートセンター	センター長
事務局	社会福祉法人グロー びわ湖ワークス・ジョブカレ	相談員
	社会福祉法人蒲生野会 東近江地域障害者生活支援センターれいんぼう	相談員
	滋賀県発達障害者支援センター	主任相談支援員
	健康医療福祉部障害福祉課精神保健福祉係	課長補佐
	健康医療福祉部障害福祉課精神保健福祉係	主査

5. 成果の公表実績・計画

発達障害者自立生活支援プログラム普及事業、高校・大学を対象とした発達障害早期支援モデル事業ともに、取組状況について発達障害者支援推進委員会にて報告した。また、次年度事業に取り組むに当たり、平成27年度の事業実施状況を踏まえた研究概要をリーフレット化し、対象となる学校等へ説明時に配布を予定している。

発達障害者自立生活支援プログラム普及事業については、事業所への巡回により得られた課題を整理し、対象となる事業所を拡大してプログラム普及を図ることについて検討をしていく予定である。

平成27年度発達障害者支援開発事業 実施報告書

平成28年3月31日

発達障害者自立生活支援プログラム普及事業（社会福祉法人 グロー）

高校・大学を対象とした発達障害早期支援モデル事業（社会福祉法人 しが夢翔会）

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

平成２７年度 発達障害者自立生活支援プログラム普及事業報告書

社会福祉法人グロー
ジョブカレ

１．事業実施の背景

高機能自閉症スペクトラム等の発達障害のある人たちの中には、社会参加や就労などに
対し、その障害特性に応じた何らかの支援を適切に行えば地域の中で普通に暮らせる人た
ちが多くいると思われる。しかしながら、これらの人たちに特化した障害福祉サービスの
整備が十分になされていない現状がある。全国的にみると、各地で高機能の発達障害のあ
る人たちに対するサービス提供事業所が立ち上がってきているものの、その支援のあり方
についてはどここの事業所も手探りの状況ではないかと思われる。その理由としては、支援
者側に発達障害支援の知識や経験が乏しいということがあげられる。発達障害者が施設利
用を始めても、支援者側がどう対応してよいかわからず、適切な支援が行き届かないため、
結果施設利用が長続きしないということが多々ある。そもそも、自分に発達障害がある
という自覚なく成人になられた人にとっては、福祉サービスを受けること自体に抵抗感があ
る場合があり、また、施設利用に至っても、他の障害がある人たちと一緒に活動すること
に多大な抵抗感を抱き、本人にとっても他の施設利用者にとってもよくない結果になるこ
とがある。

社会福祉法人グローでは、滋賀県の委託を受けて、平成１７年度からグループホームの
フレームを使った高機能自閉症地域生活ステップアップ事業を実施してきた。その実践か
ら、日中の場の確保の必要性や、日中の場と生活の場での統一した対応による支援の必要
性等の課題がみえてきた。そこで、平成２４年度から平成２６年度までは、発達障害者自
立生活支援システム構築事業を受託し、自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練のフレ
ームを使い、就労準備訓練と生活支援を一体的に行なうと共に、有効なアセスメントや支援
プログラム、人材養成モデルの開発、障害福祉サービス事業所の検討等を行なってきた。
そして、その成果を、当事業所のみでとどめておくのではなく、県内の障害福祉サービ
ス事業所へも広く普及していき、必要があると考えた。

２．事業目的

平成２４年度から平成２６年度にかけて実施してきた、発達障害者自立生活支援シス
テム構築事業の成果である支援プログラムやアセスメントツール等を、県内の障害福祉サ
ービス事業所に広く普及し、支援者の育成と、発達障害のある人たちを受けとめられる事
業所の体制整備についての支援を行なう。そのために、まず各事業所の発達障害者の受け
入れに関する実態調査を実施し、できるだけ有効な研修や、プログラムの普及のあり方につ
いて検討することを目的とする。

3. 事業内容と今年度の実施状況

事業内容と今年度の実施状況は、以下の通りである。

(1) 発達障害者支援向上研修

《概要》

障害福祉サービス事業所等の職員に対して、具体的な事例を通じて、アセスメントシートの活用や支援プログラム等、これまで取り組んできた発達障害者に対する支援方法や支援者養成について、研修会等を開催し県内の事業所等に普及を図る。

《実施状況》

テーマ	保護者支援・家族支援、就労支援
日時	平成 27 年 9 月 16 日 10 時～16 時
講師	びわ湖ワークス・ジョブカレ 所長 松田裕次郎 ほか
参加者数	97 名 支援機関（市町障害福祉課、市町発達支援室、教育機関、就労支援機関、医療機関等）からの参加者が最も多かったが、本人や保護者・家族の参加も多数あった。
内容	（資料 1 参照）

参加者からは、以下のような感想が寄せられた。

（抜粋、要約）

- ・実際に、就労支援施設に入所しているので、どのような支援を心掛けておられるのか、何を大切にしていける必要があるのか（自分を知ることの大切さ、向き合い、自分を管理していける習慣など）を分かりやすく学べた。毎日が新しい自分発見の旅だなと思った。自分のことをもっと受け入れていけるようになっていけたらいいなと思った。
- ・自分自身（支援者）を客観的に見て知る事で、本人に対する接し方が変わり、よい方向に向かう、ということを改めて感じた。
- ・長男が自分で発達障がいであることを認識し、現在、施設でお世話になっている。日本にこういう仕組みがあること、とてもありがたく思っている。リアルすぎるかもしれないが、順番として、親が先に死ぬ。そうなっても自分で生きるためのツールを今から構築するようと言葉をかけている。本人もわかっていてもなかなか習得できかねているようである。
- ・知らず知らずのうちにやりやすい方向で支援してしまっていないか、家族の状況を分析して、関わっていきたいと思った。
- ・自分のことを理解して初めて、他人を支援できるということが心に残った。
- ・支援者も利用者もあくまで役割の違いという考え方は、私自身も肝に銘じたいと思った。
- ・支援者としての心構えや、やりやすい優等生であっても実は困っていることがあるなど、

今まで気づけなかったことにも目を向ける必要があると感じた。

- ・ 本人のための連携を意識して取り組んでいきたいと思った。
- ・ “生育歴を知る” ことに加え、家族が寄り添ってきた生活もふまえてカンファレンスをしていく必要があると感じた。
- ・ “ありのままでいいんだよ。今のあなたで充分だよ。自分を大切にしてもいいんだよ。弱みを見せてもいいんだよ” と言ってもらえたら、とても救われた気持ちになるんだろうなあと考えた。子どもが助けてもらいながらも自分自身でしっかり歩んでいけるように、頑張って支えていきたいと思いつた。
- ・ ジョブカレの活動が理解できて、よかった。
- ・ 発達障害者支援について、医療の立場で何ができるのかという視点で参加した。うまく支援の窓口に立てた方はいいが、何の支援も受けられず、二次障害をおこして医療につながる方も増えている。医療と福祉の連携、治療から生活へつなげるツール、医療の役割を考える材料にしたい。
- ・ 4年制大学卒業後、就職しましたが、うまくいかず、1年足らずで離職。再就職を目指しているが、またうまくいかないのでは…という本人の不安があるため、就労移行支援を受けることを考えている。今日のお話の内容は、まさにタイムリーで、とても参考になった。
- ・ 本人に臨機応変や融通を求めて（その部分の、成長してもらいたい）しまいがちだが、支援者である私たちの融通も必要だな、「こうあるべき」を求めすぎるといけないなと改めて考えた。
- ・ 一機関だけで担い続けるのには限界があるので、引き継ぎ、連携支援をしっかりとしていくことがご本人さんの安心にもつながることを改めて感じさせられた。
- ・ もっと身近に情報が得られるシステムを作ってもらえると、利用したい方へのサービスも向上すると思う。
- ・ 事例は、私が母親の立場で体験したことと少し似ており、支援員の方や事業所の方に対して、自分の子どものことは最後は自分で見なければいけない、と気負っていたことを思い出した。ただ、相談をできる機会はほとんどなかったので、事例を聞き終わって、「ではそこからどうするのか」というお話がもっと聞きたかった。
- ・ 発達障害のある息子との接し方や理解度が深まった。

（２）支援プログラム巡回普及

〈概要〉

就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業所に巡回し、知的障害を伴わない発達障害者への対応に関する助言等を行っていくために、今年度はまず、実際に発達障害者がどれくらいサービスを利用しているか等の実態調査を行うこととする。そのための調査項目等も合わせて検討する。

《実施状況》

まず、32カ所の事業所にアンケート調査票（資料2参照）を配布した。更に、アンケート調査の回答内容に鑑み、高機能の発達障害が多く在籍していると思われる事業所に対して優先的にインタビュー調査（資料3参照）を行なった。インタビューに出向いた際には、事業所の状況をより詳しく聞き取ると同時に、ジョブカレでの取り組み例や、アセスメントシートの活用、支援プログラム等（資料4～9参照）も紹介した。また、平成24年度から平成26年度までの3年間の成果をまとめた事業報告書も配布した。

調査対象は、県内の就労移行支援事業所（※平成27年9月30日時点で滋賀県のHPの障害福祉サービス事業所一覧に掲載されていた32カ所）とした。

その他、調査への回答にあたっては、回答内容を本調査以外の目的に使用することはないこと、結果は、集計し、個別の事業所が特定されないような形で事業報告書にまとめることを伝えた。

①アンケート調査結果

就労移行支援事業所32カ所にアンケート調査票を配布したところ、18カ所から回答があった。詳細な結果は、以下のとおりである。

a. 事業所（就労移行支援）の登録者数

人数	事業所数（か所）
～5名	7
6名～10名	5
11名～15名	4
16名以上	2

b.-1 a. のうち、何らかの発達障害の診断がある人数

人数	事業所数（か所）
0名	3
1名～5名	11
6名以上	2
記入なし	2

b.-2 診断がある人の場合、診断名

診断名	事業所数（か所）
自閉症スペクトラム障害 （広汎性発達障害、アスペルガー症候群等）	8

ADHD	0
LD	0
該当なし	3
記入なし	7

b.-3. 何らかの発達障害の疑いがある人数

人数	事業所数（か所）
0名	3
1名～5名	7
6名以上	1
記入なし	7

c. b.のうち、知的障害がない人数

人数	事業所数（か所）
0名	9
1名～5名	4
6名以上	2
該当なし	1
記入なし	2

d. b.のうち、何らかの精神障害も重複している人数

人数	事業所数（か所）
0名	6
1名～5名	9
該当なし	1
記入なし	2

e. b.のうち、リストカット等の激しい自傷行為がみられる人の有無

	事業所数（か所）
いる	2
いない	13
該当なし	1
記入なし	2

f. 発達障害のある人への支援を行なう、あるいはそのような人たちを受け入れる上での課題（自由記述）

●支援者のスキルや意識に関すること

①コミュニケーションに関すること

- ・就労について、技術的な面や知識的な面はしっかりしておられる方が多く、コミュニケーション面での課題が大きいと感じる。コミュニケーション能力の向上を考えると「集団での取り組み」となりがちで、集団が苦手な方が難しい。SST 等の実践はもちろん、日常的なやりとりも大切になってくる。それには職員のスキル、意識も高くないと難しい。
- ・生育歴からの症状かと判断は難しいが、特定の職員への依存が高く、不在時にはまったく作業に向かえない、探し回るなどの行動が見られる。そういう意味では、最初の接し方というか距離感が大変難しい。

②アセスメントに関すること

- ・生活の中で様々なことに引っかかる（気がかりになってしまう）方が多いように感じるが、個別の特性を知る際に時間がかかってしまうことも多く、その間にご本人も様々な困難さを感じられたり、ストレスを受けられてしまうことがあるのではないかと考える。行動の手順についても、個別に理解して頂きやすい手法も個々で異なるので、支援の組み立てを行う難しさを感じる。

③その他

- ・職員の専門性
- ・正解を導くことに時間がかかり、積み上げに時間がかかる。
- ・当事業所は、就労移行支援事業所であり、一般就労を目的に支援しているが、発達障害があることで特別な配慮が必要なことと、社会に適応していくための支援の両方を支援することが難しい。

●環境設定に関すること

- ・当方、小規模の（狭い）事業所のため、支援の内容が主に施設外就労となっている。スモールステップの支援等、対応面は何とかなっても、空間的な環境設定等は企業都合により変更になることが多い。
- ・「構造化」や「合理的配慮」が社会人として働く際には不十分な場合がほとんどなので、訓練でどこまで対応できるようになるのか、どこまで訓練できるのか。
- ・空間的な制限がある。

●人員配置（スタッフ数、時間）に関すること

- ・環境に慣れるまでに個体差はあるものの時間を要するので個々に接し、対応することが必要となるが、十分に対応できるスタッフの数と時間に余裕がない。
- ・個々に障害特性の違いがあるので、訓練中の対応が難しいことがある。訓練中にこだわりの強い方への対応をすることで訓練がストップしてしまうことがある。

●支援（介入）が遅れることに関すること

- ・学校の先生方に発達障害の知識が乏しいことから（特に一般校）、就労移行に入る前に二次障害を発症している人が多い。そうすると、その後の支援ではさらに就労前の部分での取り組みが必要となる。その場合、2 年ではむずかしい。また、引きこもりの方も「嫌なら学校には行かなくてもいい」と保健師さんなどに言われ、両親にも発達障害の傾向があるとそのまま”放置”されてしまっており、これまでの

専門的支援がなされていない。

●支援体制、機関連携に関すること

- ・関わる支援者の情報共有、支援の方向性の統一。これは、施設内は勿論のこと、関係機関の間でも課題だと感じている。

●本人に関すること

①コミュニケーションに関すること

- ・対人関係で相手との距離感や、気持ちがつかめない、その場に応じた対応が出来ずどうしても孤立してしまう。

②自己理解に関すること

- ・本人自身の障害認知
- ・自分の苦手（障害）について、きちんと確認ができにくい。故に、それらを克服（回避）して生き易くしていこうという意欲につながりにくい。
- ・ご本人が自身の障害を理解し課題を感じておられる場合は、就労支援をするにあたってスムーズに進めていきやすいが、そうでない場合はなかなかご本人に理解してもらうところから難しさを感じている。また、手帳の取得までいかない方の場合は、クローズの状態ですら就労される場合もあり、そうになると支援が入りにくかったり、就労先の方々に理解を求めていくことが難しく、結果的に就労継続が困難となる場合がある。

●特に課題は感じない

- ・過去 1 名、1 年間に在籍したことがあったが、特に支障はなし。作業、仲間とのコミュニケーションができていた。
- ・コミュニケーションのとり方などが少し苦手な人もいるが、とりたてて問題視することでもない。

g. ジョブカレのことは、知っていたか。

	事業所数（か所）
事業内容も含め知っている	8
名前はきいたことがあるが事業内容は知らない	8
名前もきいたことがなく事業内容も知らない	1
記入なし	1

h. その他、日頃支援に携わる中で感じていること（自由記述）

●支援者のスキルに関すること

- ・単純知的障害が少なくなったのか、PDD、ASD、ADHD、LD が増えたのか、職員に求められるスキルも高くなり、人と時間が足りない。
- ・移行支援のみならず、継続支援 B 型の中にも何人かいるが、精神障害を併発して、時々入院したり、また毎日フルタイムでは働けない（作業能力は低くないのに）人もいる。より有効なアセスメントツールや、支援プログラムを教えていただけるとありがたい。

●人員配置（スタッフ数、時間）に関すること

- ・単純知的障害が少なくなったのか、PDD、ASD、ADHD、LDが増えたのか、職員に求められるスキルも高くなり、人と時間が足りない。

●支援（介入）が遅れることに関すること

- ・高校、大学卒業前後に発達障害であることがわかったことで、それまでの情報がないことやご本人が障害受容できていない状態の中での支援を行なっていくことが難しい。
- ・障害の有無に関わらず、将来自立を目指していくが、発達障害をお持ちの方は、より生活自立していくのに時間がかかることがあるので、早い段階から自立に向けて学校や家庭での取り組みが必要だと感じている。

●支援体制、機関連携に関すること

- ・二次障害の問題になると医療機関との連携も必要と思われるが、Dr. は診断は出してもなかなかその後の経過までは診てくれない。もう少し、上手く連携できると良いのだが・・・。学校に関しても、一般の高校では問題を起こす人でなければ進路も本人や親任せであり、負担が激しく困り果てている方が多く感じる。

●家族支援に関すること

- ・発達障害のある人の家族状況も課題があるケースへの支援。通所が継続できなくなってしまう。

●事業所運営に関すること

- ・聴覚障害を主とする方々を受け入れる施設として平成19年に設立されたが、現在登録36名中14名が健聴の精神、知的、他障害者の方々と、特に精神の方々の受け入れ先が乏しい。就労移行は最大3年で終了されるため、経営に影響が大きく、今後も事業継続できるのか不安がある。

●今後の就労支援のあり方に関すること

- ・発達障害の利用希望者は多い。高等養護、普通養護学校の卒業生や一般就労からの離職者の利用が多いが、圏域では（全国的にも）一般高校や大学でも進路に困る学生が増えている状況であり、必ずしも福祉枠ではない就労支援の場が今後は必要であると思う。
- ・これからの就労支援の多様化にどう対応していくかが課題だと感じている。

●特に課題は感じない

- ・当事業所にこられている発達障害の方は軽度な発達障害なので、お仕事も十分にこなせられるし、問題がある所はない。気にもならない。

②インタビュー調査結果

アンケート調査の回答内容に鑑み、発達障害者が多く在籍していると思われる13カ所に対して優先的にインタビュー調査を行なった。詳細な結果は、以下のとおりである。

a. 事業所概要について

●職員体制

人数	事業所数（か所）
1名～5名 ※兼任含む	8

6名以上 ※兼任含む	3
未確認	2

●職員の所持資格 ※複数回答

資格等	事業所数（か所）
社会福祉士	4
介護福祉士	4
精神保健福祉士	3
就労支援研修の修了	2
ジョブコーチ	2
特になし	5

●人材育成に関する取り組み状況 ※複数回答

内容	事業所数（か所）
外部研修への派遣 ※その後の伝達研修含む	7
内部研修の実施	4
ケース会議の開催	3
スタッフ間での相談 ※サビ管によるスーパービジョン含む	3
人材育成プロジェクトチームの設置	1
グループリーダーの経験	1
資格取得のためのバックアップ	1
障害者雇用	1

その他にも、「勉強しないととは思っているが、それどまり」「他法人での人材育成に関する取り組みを知りたい」「他法人での実習、職員トレード等の仕組みがあれば」等の声も聞かれた。

b. 発達障害者（高機能）の受け入れに関する相談の有無、調整結果

利用相談の有無	事業所数（か所）
あり	12
なし	1

「あり」の中には、「初めから発達障害があつてという相談はないが、本人がひきこもり状態で、家の外の行き場もないという主訴で相談を受け付けたケースの中に、後々に発達障害が疑われるケースもあった」というものや、「高機能者の利用相談はなく、知的障害を伴う方の利用相談のみ」というものも含まれている。

その他にも、「全体的に発達障害者の利用相談は増加傾向にある」、「普通高校からの利用相談が増加傾向にある」、「行き場がなく（進学も就労も難しい）、最後の行き場として利用相談に至るというケースが増えている」との声や、「今まで障害福祉サービスにつながったことがないケースが多い」との声も聞かれた。

上記の利用相談の調整結果としては、受け入れているケースがほとんどであったが、本人に他害行為がある、事業所の物理的な限界で本人の障害特性（嗅覚過敏）に対応できない、精神症状が主となり仕事ができる状態ではないと判断される、さしあたり生活の立て直しが必要と思われる、等の場合は受け入れが難しかった、とのことであった。また、中には、近年は、就労移行というサービスの性質上設定しているハードル（1日6時間・週5日通える）を全体的に下げなければ受け入れが難しくなっているように感じている、との意見も聞かれた。

一方で、高機能者の場合、作業内容等が合わない等の理由で、見学や実習の段階で先方から断られるケースが多い、ということであった。

c. 在籍している発達障害のある※1,2 利用者本人について

※1 疑い含む。 ※2 知的障害の有無は問わない。

●性別

男性

人数	事業所数（か所）
在籍なし	3
1,2名	4
3名以上	4

女性

人数	事業所数（か所）
在籍なし	9
1,2名	1
3名以上	1

未確認

人数	事業所数（か所）
在籍なし	0
1,2名	1
3名以上	1

疑いや知的障害のある方も含めての発達障害のある利用者が在籍していると回答した事業所は10か所であり、本人の総数は、36名。その内訳は、男性24名、女性5名、未確認7名であり、圧倒的に男性の比率が高かった。その他の項目についての内訳は以下の通りである。

●年齢

年齢	事業所数（か所）
10代	0
20代	26
30代	2
40代	1
50代以上	0
未確認	7

●就労経験の有無

	人数
あり	12
なし	17
未確認	7

「あり」の場合、離職理由としては、「教える立場になり、うまくいかないことで他部署へ異動となったことで何をしたいかわからなくなったため」「同時処理がうまくできず、トイレにこもるようになったため」「契約が満了となり更新されなかったため」「人間関係がうまくいなくなり出勤できなくなったため」「機械の刃物が怖かったため」「作業スピードについていけず、ノルマをこなせなかったため」「時間が経つにつれこだわりが顕著になり、コミュニケーションの課題（指図をされるのが嫌）もみられるようになったため」等の理由が挙げられた。

●相談時/現在の手帳の有無 ※複数回答

機関	事業所数（か所）
あり	26
なし ※申請中も含む	3
未確認	7

●年金受給の有無

相談時

	人数
あり	4
なし	25
未確認	7

現在

	人数
あり	10
なし	19
未確認	7

●相談時の受給者証（障害福祉サービスとのつながり）の有無

	人数
あり	4
なし ※特別支援学校から直接事業所へつながったケースも含む	25
未確認	7

●医療機関（精神科系）とのつながりの有無

相談時

	人数
あり	15
なし	11
未確認	10

現在

	人数
あり	18
なし	8
未確認	10

「なし」のうち、年金受給の申請手続きにおける診断書の作成以後は定期通院していないというケースもあれば、逆に、「あり」の中には、それをきっかけとして定期通院を開始したというケースもあった。

●相談の経緯（相談者） ※複数回答

機関	事業所数（か所）
働き暮らし応援センター	7
市町	3
相談支援事業所	3
家族	1

県発達障害者支援センター	1
地域生活定着支援センター	1
高校	1
特別支援学校	1
ハローワーク	1
未確認	2

●相談時の日中活動状況 ※複数回答

機関	事業所数（か所）
なし	7
学生	3
自営家業手伝い	3
入院中	1

「なし」の中には、家庭内暴力を伴うケースや、長年にわたってひきこもり状態にあるケースもあった。

●相談時の生活状況（経済面含む）

機関	事業所数（か所）
家族と同居	7
ひとり暮らし	1
入院中	1
未確認	1

「家族と同居」との回答のケースにおいては、経済面でも親が負担しているケースが多くみられた。

●現在の利用状況

「作業能力が高い」「仕事ぶりはまじめ」「欠勤がない」などの一方で、「出席が安定せず、まずは生活リズムを整える必要があると考えられる」ケースや、入院に至ったケースもみられた。

●現在の生活状況（経済面含む） ※複数回答

機関	事業所数（か所）
家族と同居	8
ひとり暮らし	1
入院中	1

●今後の展望

利用中の発達障害のある利用者の今後の展望については、「（一般企業への）就職」の他にも様々な声が聞かれた。例えば、「作業能力はあるが、一般企業で就職となると実際はなかなか難しいのではないかと感じている」「本人は、アルバイトをしながらひとり暮らしをすることを希望しているが、何らかの支援は必要ではないかと思っている」など、何らかの福祉的な手立てが必要ではないかとの見立てや、「B 型の利用に切り替え、まずは安定して通えるようになることを目指せたらと考えている」というようにもう少し土台のところから整えていくことが必要ではないかとの見立てもあった。

d 支援者視点で

-1. 本人の課題と思われること ※本人の困り感

●障害特性に関すること

- ・事前の説明がないと混乱する。
- ・本人に対する配慮（構造化など安心して過ごせる環境を提供すること）と、それが当たり前になってしまふことの是非。社会のコミュニティに出た時にどうか、就労した時にどうかという視点で支援を組み立てるようにしている。
- ・特定の感覚過敏→他の利用者もおられるので、配慮にも限界がある。
- ・型にはめると力を発揮できるが、柔軟性に欠ける。
- ・できる仕事の幅が狭い（本人に合う作業がなかなか見つからない）。

●コミュニケーション、対人関係に関すること

- ・相談スキルがなく、困ったことをなかなか周囲に伝えられない。（これまでの体験から、こんなことを言ってもいいのかな？となかなか言いだしにくい。）
- ・意思表示が難しい。
- ・立場の違いや、枠を理解できない。
- ・自分が落とした物を拾ってもらった時に、自分はその人に拾ってほしいと頼んだわけではないので「ありがとう」とは言いたくない、というケースに対してどう対応すればいいか。ルールとして、マナーとしてという伝え方、なぜお礼を言うことが必要かとの説明をしても、本人の納得をなかなか得られない。
- ・コミュニケーション面でも、わかってきている人が相手でないと会話が続かない。
- ・特定の職員への依存 ※適切な距離感
- ・班としてのまとまりがうすい（他の利用者のことが気になり、不平等を訴える等）

●自己理解に関すること

- ・自己理解が難しい。支援者から見た本人の現状と、本人が希望することとの間にギャップがあり、そのギャップがなかなかうまらない。
- ・本人に困り感がないこと。

- ・自分自身を客観的に見るのが苦手。
- ・障害の受け入れ、自己理解（本人、ご家族ともに）
- ・少しできただけで自分はできると思ってしまうこと（社会で必要とされているレベルには達していないのに、自分はできると思ってしまうこと）
- 感情表現に関すること
 - ・自分の感情について話すのが難しい。
 - ・見た目（表情など）と気持ちが一致していないことがある。
- 認知に関すること
 - ・認知に歪みがある。
 - ・財布を落として大騒ぎしていても、翌日にはけろっとしている。
 - ・自己中心的な物事の捉え方
- その他
 - ・積み重ねることの意味を知らない。
 - ・責任の転嫁をしがち。
 - ・時間のマネジメント（生活面）が難しい
 - ・お金の使い方が雑で、金銭感覚に課題がある。
 - ・ストレスの吐き出し方が下手。
 - ・自己選択が難しい。
 - ・自己評価が低い。
 - ・障害のためにできないと思われてきたことによる経験不足。

-2. 本人の課題と思われることを解決するために必要なアプローチ（現在の取り組み/今後行なっていきたい取り組みとその実現可能性）

- 支援者の関わり方に関すること
 - ・どんなことでも言ってくれて大丈夫、相談してくれて大丈夫というスタンスで関わる。
 - ・前のことは覚えていないことが多いので、あえて掘り返さずにさっと流すようにする。
 - ・いろいろな言葉（別表現）を使って、いろいろな方向から、本人の意思を探っている。・・・が、わからないこともある。
 - ・選択肢をいくつか用意している。
 - ・社会のルールを伝えるキーマンをおく。
- 障害特性に対する配慮
 - ・前もってやることを伝えておく。
 - ・その場その場でフィードバックすること
 - ・例えば、いつでもどこでも飛び跳ねていいということではなく、飛び跳ねてもいい時間と場所を設定する。
 - ・急な予定変更にも対応できるように柔軟性を養う（あえて急な予定変更を設定し、対処法を教える）。

- ・最近は、ビデオ撮影等を行ない、自分の様子を客観的に見られる機会を増やすようにしている。
- ・他者の様子の観察、モデリングも。
- ・自分ができていることと実際にできることとの間にあるギャップを体験し、実感してもらうこと→自己理解につなげる
- 支援の枠組みに関すること
 - ・事業所での面談、金銭管理支援（本人の同意のもと）
 - ・小さなことでも様々なことについて経験できる機会を提供する（→本人の成功体験につながる）
 - ・コミュニケーション面で本人のことをわかってサポートしてくれる人がいること（職場でのキーパーソンを決める、など）
- その他
 - ・どうすればいいか、わからない。

-3. 支援者側の課題と思われること ※支援者の困り感

- スキルに関すること
 - ・相談スキルの不足
 - ・支援の幅・技術が足りない。
 - ・知識不足。
 - ・気付き、感じる力が不足している。
 - ・こちらが発する言葉をどのように受け取られるかわからず、指示を出すにも自信がなくなる。
 - ・専門知識が足りない。福祉領域に関する理解があった上での専門的な資格は重要。
- 支援の枠組みに関すること
 - ・集団での作業プログラムを組んでいる中で、どのように個別に配慮できるか。
 - ・様々な障害特性があり、状態像も様々であるので、グループでのプログラムの実施が難しい。
 - ・特に特別支援学校卒業後すぐに利用される場合、予めこちらで設定しているハードルを下げるほうがいいのか、維持したままのほうがいいのかのバランス、目標設定が難しい。
- 支援体制、機関連携に関すること
 - ・社会のルールを伝えるキーマンの不在
 - ・支援の方向性の統一
 - ・医療との連携（診断だけ、薬の処方だけではなく・・・）
 - ・関係機関間での温度差
 - ・障害者福祉サービスにつながる前の段階（成人に至るまでの段階、特に幼少期）における支援の重要性と、幼少期からの支援の引き継ぎシステムづくりの必要性。
 - ・特に一般高校では、出席さえしていれば問題なしとみなされてしまう。また、家庭の基盤の弱さがあっても、気づかれにくい。
- 情報の不足に関すること
 - ・本人の背景がほとんどわからないまま利用につながるケースがある。最初のアセスメントや関係づくり

に時間がかかり、利用期間が2年というしほりが厳しいケースも。(利用相談時までの、本人や家族などの背景についての情報が不足している。)

- ・ 本人や家族などの背景についての情報がつながっていない(引き継がれていない)。

●その他

- ・ 家族支援の必要性
- ・ 発達障害の概念付けがあいまいで多様であるということ
- ・ なかなか支援が積み上がらない。
- ・ 就労に特化した支援とメンタル面の支援とのバランス。就労移行支援事業所なので、やはり就労という軸はぶれないようにと思っている。
- ・ 発達障害に限ったことではないが、「障害をもってなかったらよかった」と訴えられるケースについて、障害があるがゆえに、いろいろなことを制限されてきたり、マイナスの目で見られてきたりした体験を持っておられる状況に対して、いわゆるふつうの育ちの環境をいかに提供できるか。利用者と支援者という関係性がある中で、何ができるんだろうとよく考える。就職を目指すことが、彼ら彼女らにとって本当に幸せなことなのかどうか。人として関わる部分と、職員として関わる部分のバランスが難しい。

-4. 支援者側の課題と思われることを解決するために必要なアプローチ(現在の取り組み/今後行なっていきたい取り組みとその実現可能性)

●支援者のスキルアップに関すること

- ・ 自己研鑽
- ・ 発達障害(という診断)ありきで支援するのではなく、障害特性も含めたその人のパーソナリティを見立てて、対応を考えている。

●支援の枠組みに関すること

- ・ 障害判定ではなく、就労困難度判定のほうがよいのではないか、障害福祉サービスの枠組みだけではなく、障害と言いきらずに提供できるサービスが必要ではないか。

●機関連携含め支援体制に関すること

- ・ チームアプローチにて役割分担をする(月1回の振り返りを行なうことを当事業所の利用条件としている)
- ・ 10年単位等長い目で関わっていく。
- ・ 自立支援協議会に一般高校の先生にも参加してほしい。
- ・ 幼少期にすでに診断が出ているのであれば、縦断的な支援ができるように、情報を引き継いでいってほしい。縦断的な支援が可能になるような仕組みづくりが必要。
- ・ 社会のルールを伝えるキーマンを中心に、各支援機関が支援方針を統一して役割分担して、本人に社会のルールを伝えていく。

e その他

- ・ こういった調査をするからには、切れ目のない支援を行なっていけるようなシステムづくりをしてほし

い。

- ・ 制度にのらない人の受け入れと、一方で制度の整備と両方が必要ではないか（すべての人が制度にのれるわけではない）。
- ・ 純粋な発達障害で気付かれることは稀で、何らかの精神症状が出てからでないと周囲が気付くことは難しいように思う。
- ・ 発達障害に対する理解がないまま長い間過ごされてきた方は、働く力自体が弱まった状態で福祉サービスにつながってこられる印象がある。
- ・ 虐待ケースにおいては、児童養護施設等において早期からの治療が望まれる。
- ・ 児童養護施設等の実態についても調査すべきではないか。
- ・ 親御さんにも発達障害傾向が認められるケースが多い。

最後に、就労移行支援事業所に在籍している本人の総数は 36 名であったが、上述したように、就労継続支援 B 型にも、高機能か否かは不明であるケースもあるにせよ、発達障害の診断、あるいは疑い（見立て）のある利用者が在籍している、との声は多数きかれた。中には、就労移行支援からの切り替えで B 型を利用しているというケースもあった。相談時の日中活動の状況としては「サービスにつながるまで転職を繰り返していた」「日中活動がない状態だった」、相談時の生活状況としては「家族と同居している」、更に現在の利用状況としては「作業面ではまったく問題がない」「対人関係（コミュニケーション面）でなかなかうまくいかない」などの声が聞かれた。

4. 考察（今後の課題と展望）

障害福祉サービスの利用傾向として、ひきこもり状態にある人の行き先としての利用、精神障害者の利用が増加している中で、ベースに発達障害がある人が多数含まれている可能性があることが、今回の調査からもうかがわれた。そういった場合に適切な支援を提供していくためにも、支援者側が発達障害の視点と、その特性に応じた対応のバリエーションを幅広く持つておくことは重要である。適切な支援が提供されないと、状態はより悪化してしまうであろう。二次障害の悪化をできるだけ早く食い止めるために、アセスメント力と対応力が求められる。

また、明確に発達障害の診断がある対象者の利用、あるいは利用相談が増加している事業所が多くあることも、今回の調査で明らかになった。その傾向は、今後も続くのではないかと予想される。上記のようにひきこもり状態や精神障害のベースに発達障害の存在が疑われるケースなど、明確な診断はないものの支援者側の見立てとして発達障害の存在が疑われるというケースも含めると、その傾向はより強まるだろう。

今回調査した事業所の中では、発達障害を理由に受け入れを断っている事業所はなかった。ただ、それぞれで支援の仕方を模索している状態であり、適切な支援が提供できずに退所となったケースも何件が見られた。これは、県内のどの事業所にも言えることではな

いだろうか。支援者が障害特性は理解しておりどのような配慮や対応が必要であるかはわかってはいるものの、ハード面や人員配置的に実行が難しい場合もあること、また、障害特性への配慮と本人に適応を求めることとのバランスの見極めが難しい場合があることなどが今回の調査からはうかがえた。こういった人員配置も含めた環境整備、支援者のスキル（特性理解、特性に応じた配慮・対応力、アセスメント力）は急務の課題である。しかし、そこには予算の問題や、予算がクリアできてもどのように環境整備（構造化など）をしたらよいかわからない、また、どのように支援者のスキルアップを図ったらよいかわからないなど、課題は把握できていても、その課題を解決するための手段・方法で行き詰まりを抱えている事業所も多いのではないかと思われた。

支援者の課題として多く挙げられたのは、コミュニケーションや対人関係に関するスキル不足、他機関連携、家族支援などであった。そのためには、今後は、職員研修の充実（発達障害者理解、知識の習得など）や、困難ケースの相談窓口の周知が重要になってくると思われる。また、切れ目のない支援を提供するためにも、教育分野や医療分野など他分野との連携を強固にしていく必要がある。そして、支援者が踏み込みにくい家族支援であるが、家族は本人の一番身近な存在であるからこそ、逆に入り込んでいかねばならない部分である。家族支援だけでなく、様々な課題の各事業所の成功事例などを集め、全県レベルで共有できる仕組みが作れるとよい。

* 以上の、発達障害者自立生活支援プログラム普及事業について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課主催の発達障害者支援関係報告会にて報告を行なった。

（平成28年2月1日 厚生労働省講堂にて）

（資料10参照）

～参照資料～

- 1 保護者支援・家族支援
- 2 障害福祉事業所における発達障害者の受け入れ状況等に関するアンケート調査について
- 3 発達障害者自立生活支援プログラム普及事業実態調査 調査票 〈就労移行支援事業所〉
- 4 ジョブカレスキル評価シート（日中）
- 5 ジョブカレスキル評価シート（生活）
- 6 ジョブカレ状態評価シート
- 7 ジョブカレ総合支援プログラム
- 8 ジョブカレ面談における留意点
- 9 ジョブカレ日中プログラム
- 10 発達障害者自立生活支援プログラム普及事業報告

家族支援・保護者支援

社会福祉法人グロー
ジョブカレ
松田 裕次郎

ジョブカレ事業の背景と目的

【背 景】

- 支援者側の障害に対する理解が乏しく、適切な支援を受けられない人たちがいる
- 平成17年度からグループホームのフレームを使った高機能自閉症地域生活ステップアップ事業を実施。その実践の中から見えてきた課題をもとに、さらに発展的、効果的な支援方法について検討する機運が高まった

【目 的】

- 高機能自閉症スペクトラム等の発達障害者に対して、障害特性をふまえた専門的な宿泊型生活訓練
オヨビ`就労準備訓練を実施し、地域で自立した生活を送ることか`できるよう支援する。

ジョブカレの目的 ～利用者説明版～

【目的～利用者説明版】

- 自分のことを見つめなおそう
自分の長所はなに？
→ 自己理解を進めるための支援
- 就労に向けて何が必要か考えよう
どんな働き方がしたい？
→ 就労を継続するための支援
- 自分らしい暮らしを考えよう
どんな生活をしたい？
→ 地域生活を継続するための支援

ジョブカレ事業内容

- 実施主体

社会福祉法人 グロー(GLOW)

- 障害福祉サービス・事業実施場所

日中活動: 自立訓練(生活訓練) びわ湖ワークス2階

生活場所: 宿泊型自立訓練 民間賃貸アパート

- 利用期間

概ね2年間

- 利用定員

10名

ジョブカレ事業概要

自立訓練（生活訓練）・就労移行

（通称）ジョブカレ

定員：10名

☆発達障害の特性に合わせた就労準備訓練
（既存施設の活用）

- ①作業体験プログラム
- ②生活体験プログラム
- ③職場体験・企業実習 等



宿泊型自立訓練

（通称）ジョブカレドリーム

定員：10名

☆発達障害の特性に合わせた宿泊型生活訓練
（民間アパートの活用）

- ①自己理解に関する支援
- ②感情コントロール支援
- ③余暇支援 等



ジョブカレ

利用期間 2年間

プログラム終了後
より自立した生活へ

日中活動の場

- ・一般企業
 - ・就労継続
 - ・就労移行 等
- ☆本人の希望等に応じて

生活の場

- ・ひとり暮らし
 - ・グループホーム
 - ・自宅 等
- ☆本人の希望に応じて

- 働き・暮らし応援センター
- 相談支援事業所
- 市町行政 等

連携

アセスメント・個別支援計画・モニタリング（将来を見据えたトータル支援）

ジョブカレ事業の支援者は？

ジョブカレ

生活支援員 2名

生活支援員（心理士） 1名（週2日）

ジョブカレドリーム

生活支援員 2名

地域移行支援 1名

合 計 6名

※管理者1名・サービス管理責任者1名を配置

①体験利用

②アセスメント

③個別支援計画

④施設内プログラム

見立て

日中活動面での支援

プログラム提供

問題解決
スキル

ビジネス
マナー

リラクゼー
ション

対人関係
スキル

作業訓練

⑦施設内プログラム

⑥職場体験

⑤モニタリング

課題整理

作業訓練

⑧企業実習

⑨企業就労
ひとり暮らし等

⑩アフターフォロー

就労

ジョブカレ職員の取組み

- 1.「支援者であり続けるために5ヶ条」
常に意識する
- 2.「仕事の基本」を学ぶ
報連相の徹底
- 3.支援者自身の自己理解をすすめる

支援者であり続けるために ～5か条～

- 支援者と利用者は同じ人として信頼関係を築いていく
 - ・ 支援者と利用者は固定した関係ではなく、役割であり、同じ人なのだ
 - ・ 利用者の人としての存在を認め、できることを中心にみていこう
- いろいろな価値観があることが大切なのだ
 - ・ 自分の価値観を押し付けず、利用者の多様な価値観を認めよう
 - ・ 支援者の考え方、こだわり、好き嫌いに左右されないことが大切なのだ
 - ・ 理解する方法や速度・過程は千差万別、利用者のペースに合わせよう
- 人は互いに影響し合いながら成長する
 - ・ 人は互いに影響し合う存在で、支援者も利用者によって育てられている
 - ・ 支援者の言動が与える影響について予測しよう
 - ・ 利用者の人生を左右する責任と危険性を認識しよう
- 支援のあり方を常に考えてみる
 - ・ 客観的に見て、判断する力を養おう
 - ・ その利用者を一番理解している支援者は自分以外にもいると考えよう
 - ・ 常に自分が正しいと思わず、自分の関わり方について常に振り返ろう
 - ・ 支援者として、できることできないことを明確にして支援をしよう
- わたしは支援をあきらめない
 - ・ 利用者に向き合い、支援者として何ができるのかを考えよう
 - ・ とことん利用者に向き合う覚悟をもとう
 - ・ 支援者があきらめたら、そこで支援は終わってしまう
 - ・ 限界や不可能は、単なる思い込みかもしれない、できる手立てを探ろう

支援者自身の自己理解を進めるために

- 自分のファンクションを客観的に把握する
何ができて、何ができないか
- できないことは頭を下げてお願いする
出来ないことはできる人に補ってもらう

家族支援・保護者支援のために

保護者・家族との共有

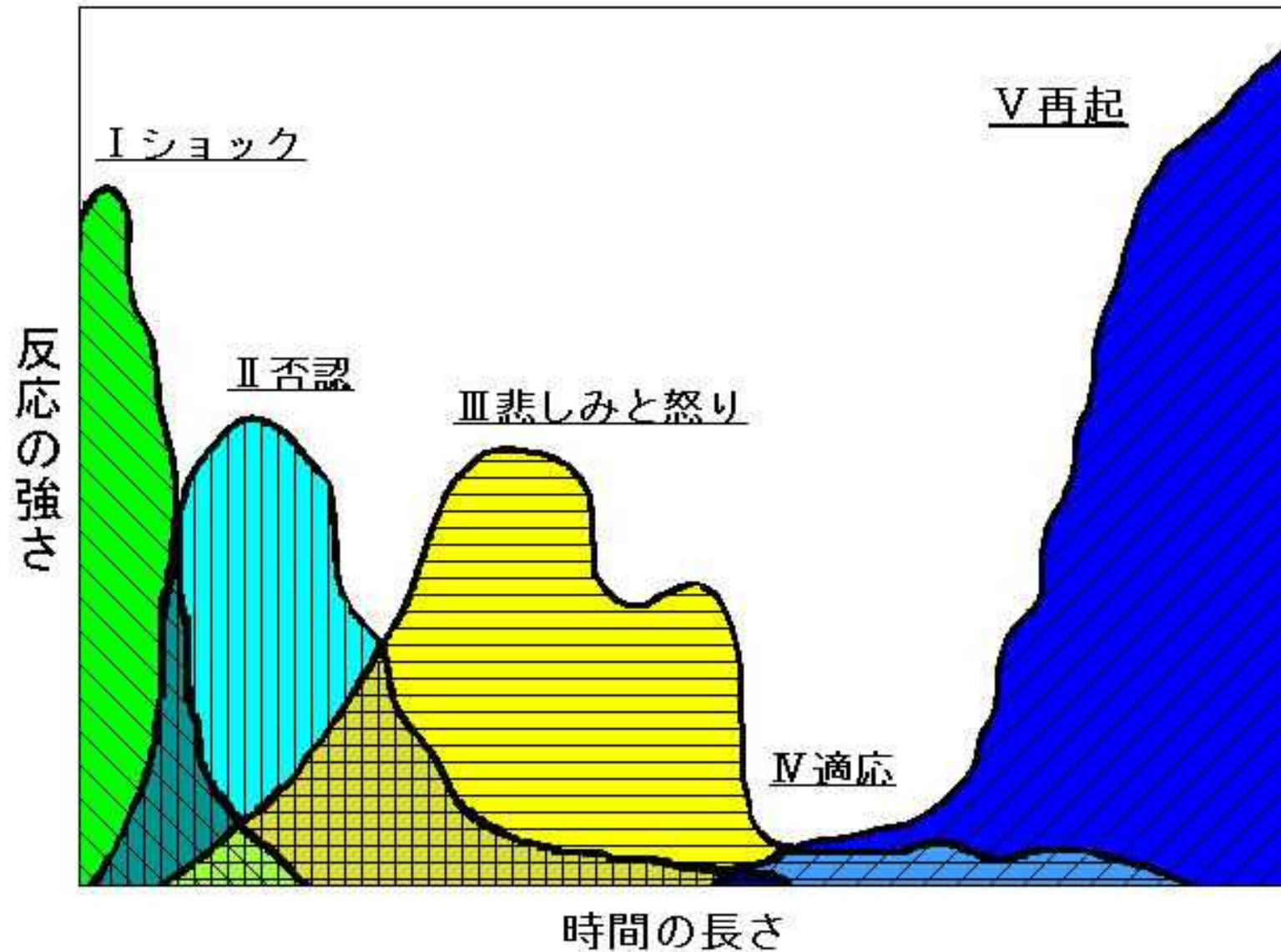
- 障害特性についての基本的なことの確認
考え方や文化の違いについて
普通の子育てではうまくいかない
- 自分の子供にあったサービスの選択
使えるサービスをどんどん使うことによる二次障害
の形成

保護者・家族との共有

- 事業所での対応を伝え、家族に協力を依頼する
個別支援計画の重要性
成長過程のどの部分でこの支援をすることで
- できることとできないことを伝える
私たちの力量の問題
優先順位の問題

障害を知ること

障害受容の段階的モデル (Drotar et al 1975より)



過程 保護者の心理的過程

I. ショックの時期

よく泣いたり、どうしようもない気持ちになったり、時には逃げ出したい衝動にかられたりする。

II. 否認の時期

自分の子どもに障害があると認めることを避けようとする(信じられない)時期
・Doctor Shopping— 次々に医療機関をまわる。都合のよい診断をしてくれる医師を求める。
・無意識レベルの自罰意識— 他者へ対する悲しみ、怒りの感情

III. 悲しみと怒りの時期

悲しみと怒りという強い感情が、否認の段階にともなったり、引き続いて起こったりする。もっとも、多く見られる情動反応は悲しみである。ほとんどの母親は、子どもに愛着を感じることに躊躇を覚える。
・とてもつらく、どんなにしても泣けてくる。
・誰かを叩きたい気持ち
・親としての義務感だけで育てる。

IV. 適応の時期

情緒的な混乱が静まるにつれて、親は自分たち置かれている状況になれ、子どもの世話をする能力に自信をもつようになる時期。うまくいってもこの適応は不完全のままで長く続く。

V. 再起の時期

この時期に両親は子どもの問題に対する責任に対処する。罪障感からの回復の時期。母親は、子どもに問題が起こったのは、何も私のせいではないととらえられる時期。

先天奇形をもつ子どもの誕生に対する正常な親の反応を継起を示す仮説的な図

(DROTAR,D,BASKIEWICZ,A.,IRVIN,N.,KENNELL, J. H. , and KLAUS,M.H.:Pediatrics56:710-717,1975)

クラウス・ケルン「親と子のきずな」1985.医学書院

普通の子供の親から 障害のある子供の親へ

- 「世の中に障害のある子供がいて、当然その子供の親がいることは理解できるが、なぜ自分なのか」
- 「障害のある子供だとわかった瞬間に、親戚からは、家に来てほしくないと言われた。」
- 「旦那の実家からは、私が悪いのだと責められる。」

※親御さんの心情を理解し、支援をする（支援者の役割）

子どもを受け入れられるようになったきっかけ

- 「子どもの障害を受け入れれことができたのは、その施設の職員さんが、わが子にちゃんと向き合ってくれているを見た時だった。その時初めて、この子が私の子でよかった、生きていてよかったと思った。」
- 「特別支援学校に見学に行った時、うちの子と同じような子供たちに、先生が普通の笑顔で話しかけているのを見て、この子をここにいさせたいと思った。その時、本当に子どもがこの世にいてもいいんだと思えた。」

私たち支援者に求められていること①

- 障害のある子供の存在を受け入れ、その生命を尊重する感覚がなければならない。
支援者が何気なく、また屈託なく子供と接している姿を見た時、親は障害を持つ子供の存在価値が認められたと感じられる。
- ライフステージを見据えた支援の必要性を感じ、家族と共有しながら支援する。

私たち支援者に求められていること②

- 障害のある子供の発達を促し、潜在する能力を引き出すこと。
- とともに暮らすことの意味を伝えながら。



- 社会の中で普通に暮らすことが当たり前であることを障害のある子供に伝え、家族に伝えること

まず私たちにできること

- 「人は他人が何を考え、何を感じて、どのように理解しているかなど、本当には理解できていない。」
ということを念頭に置きながらも、何とか理解しようとするのが大切。
- 直面している困難とその困難に直面している気持ちを予測しつつ、具体的に支援する手立てを提供していくこと。

障害受容について

- 障害受容は個人的な問題
- 障害受容の過程で、家族は紆余曲折しながら、少しずつ受容へと進んでいくと考えられる
- 家族が、障害受容に向かい歩んでいると信じ、家族を支えることが私たちの仕事ではないか？



- 無理に障害受容をさせるのではなく、その子の長所を伝えていく。どんなサポートがあれば生きづらさが軽減できるかを伝える。

自分自身を知るために

TA(交流分析)について

米国の精神分析医エリックバーン博士(1910~1970)が開発したもので、自分自身の心の状態やあり方や分析できる手法

- ・ 自分を知るため
- ・ 自分が他人とどのように関わっているかを知るため
- ・ 自分が本来の生き方を知るため

の一つの手がかりと言える

TAの四つの分析

① 自我状態の分析

（これが自分だと思ってる者の分析）

② やりとり分析

（人と人とのやりとりの分析）

③ ゲーム分析

（対人関係で後味の悪いやりとりをすることの分析）

④ 人生脚本分析

（人が知らず知らずに従っている人生の筋書き
の分析）

TAの三つの考え方

- 1 ストローク
- 2 人生の基本態度
- 3 時間の構造化

自分自身を知ること

- 人は、自分が本当に変わりたいと思えば、そのように変わる存在だと言われています。
- そのためには、自分がどんな状況であるか
- どんな人間であるか
- どんな行動特徴をもっているかを知る必要がある。

日常生活の場面で

こんな感情を抱くことはないですか？

「どうしてこんなことになってしまったか・・・」

「そんなつもりではなかったのに・・・」

「ああ、こうしておけばよかった・・・」

どうしてそんなことになるのか？

自分自身を知ること

- 多くの場合、その時々自分自身の状況や相手の状況に気づかずにいることが原因では？

エゴグラムをしてみましょう

エゴグラムとは

- 「エゴグラムとは、それぞれのパーソナリティーの各部分同士の関係と、外部の放出している心的エネルギーの量をグラフで示したものである」

(ジョン・デュセイ博士)

- 5つの自我状態をもとに作成するが、どれが良くてどれが悪いというものではない。
- それぞれが、プラスにも、マイナスにも働くもの

エゴグラムをためしてみよう

親を追い込むアドバイス

- 専門家のアドバイスが親を息苦しくさせることがある
 - 子供を褒めて・子供を認めて
 - 親を暗に批判していないだろうか？
-
- 具体的な方法の提供がない場合、アドバイスは親を責めがちになるかも？

親を追い込まないために

- 子供の性格ではなく、行動に注目する
- 障害特性に縛られない
- ペアレントトレーニングの中心は、「望ましい行動に肯定的注目を与えるということ」

ペアレントトレーニング

- 子供の性格ではなく行動をみる
子供の問題の記述ではなく、行動に記述をすることで、行動を客観的に観察する態度を身に着け、子供を責める、自分を責めるという親の認知の枠組みを壊すことに結びつく
- 行動を三つに分ける
してほしい(増やしたい)行動
してほしくない(減らしたい)行動
やめさせたい行動
- ほめる技術を具体的に与える

ドライバーとストッパー

- ドライバー(かりたて)

人生についてどのように生きていった良いか親から教え込まれた考え

(親からの期待のメッセージ)

- ストッパー(禁止令)

人生についてどのように生きていくのが良いか心の中で経験して、自分なりに感じ取ったこと

(親がついつい伝えるメッセージ)

ドライバーの典型的サンプル

1. 完全であれ
2. もっと努力せよ
3. (他人・親を)よろこばせろ
4. 急げ
5. 強くあれ

問題となるストッパーのサンプル

1. ~するな
2. 存在するな(生きているな)
3. 成長するな
4. 子供であれ
5. 成功するな
6. 男(女)であるな
7. 正気であるな
8. 健康であるな
9. 重要な人物であるな
10. 属するな
11. 近寄るな(親しくなるな)

アロワー(許すもの)について

- 交流分析の考え方によると、一瞬一瞬の行動を変えるということによって「OKでない人生態度」を脱却して「私もOK、あなたもOK」という生き方が可能となるというものです。その出発点は、「ドライバー」をアロワーに変えるところにある。
- ありのままの自分でよいのだ。何々してもよいのだというような許可を与える推進力がアロワーと言われるもの。

ドライバー（かりたてるもの） に対するアロワー（許すこと）

1. 完全であれ

ありのままでいいんだよ、今のあなたで充分だよ

2. もっと努力しろ

すぐやり遂げていいんだよ、ほら完成でいいんだよ

3. （他人を、親を）喜ばせろ

自分を大切にしてもいいんだよ、自分をほめておやり

4. 急げ

ゆっくりしてもいいんだよ、充分時間をかけても

5. 強くあれ

弱みを見せてもいいんだよ、やりたいようにやっても
いいんだよ、

家族支援の事例

最後に ～連携して支援すること～

- 連携とは、支援者それぞれの役割の担ってそに人を支援することだとすると。
- 善意のかたまりの関係者がつながりあう(連携すること)で本人に「まだこれできていない」「次はこの課題をクリアしなければならない」本人のニーズからそれていたとしたら、このような課題ばかりを出し合う、話し合うことだとしたら、連携なんてなくていい
- それぞれの支援者が、本人をその家族を保護者をその人として向き合うことができた時、本人を中心とした連携が初めて出来るのではないか。
- きっと当たり前のことだけど、支援者という役割を演じる時、支援する本人を見失わないようにしていきたい。

参考文献

- ・発達障害と家族支援 家族にとっての障害とはなにか
(学研)

著)中田 洋二郎

- ・子どもの視点で考える問題解決支援ハンドブック
(学苑社)

著)ロバート・E・オニール

ロバート・H・ホーナー 他

- ・クラウス・ケルン「親と子のきずな」1985.医学書院

ご清聴ありがとうございました

社会福祉法人 グロー ～生きることが光になる～
<http://www.glow.com>

ボーダレス・アートミュージアムNO-MA
<http://www.no-ma.jp>



障害福祉事業所における発達障害者の受け入れ状況等に関するアンケート調査について

調査目的

県内の各事業所における高機能の発達障害者の受け入れの促進に向けて、まずは各事業所における高機能の発達障害者の受け入れ状況等を把握するために、本調査を行ないます。

調査対象

県内の就労移行支援事業所 ※平成 27 年 9 月 30 日時点で滋賀県の HP の障害福祉サービス事業所一覧に掲載されていた 32 ヶ所

調査方法、調査内容

まず、今回送付させていただきましたアンケート調査票にて、発達障害者の受け入れ状況等についてうかがいます。更に、本調査にてご回答いただいた内容につきまして、こちらからインタビュー調査もお願いする場合がございます。業務に支障のない範囲でご協力いただければさいわいです。

調査結果

ご回答いただきました内容につきましては、この調査以外の目的に使用することはありません。結果は、集計し、個別の事業所が特定されないような形で事業報告書にまとめます。

その他

ご多忙のところ大変恐縮ですが、同封の返信用封筒にて、11 月 6 日までにご返信（投函）ください。

ご負担をおかけしますが、今回の調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。調査協力に同意いただける場合は、下記項目についてご記入いただき、裏面のアンケートにお答えください。

事業所名 _____

記入日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 _____

(1) 事業所（就労移行支援）の登録者数は、何名おられますか。

() 名

(2) (1) のうち、何らかの発達障害の診断、あるいは疑いがある人は、それぞれ何名おられますか。
また、診断がある人の場合、どのような診断を受けておられますか（複数回答可）。

・ 診断がある人 () 名

※（発達障害の診断： 自閉症スペクトラム障害（広汎性発達障害、アスペルガー症候群等） ・ ADHD ・ LD ）

・ 疑いがある人 () 名

(3) (2) の人のうち、知的障害がない人は、何名おられますか。

() 名

(4) (2) の人のうち、何らかの精神障害も重複している人は、何名おられますか。

() 名

(5) (2) の人たちの中で、リストカット等の激しい自傷行為がみられる人はおられますか。

(いる ・ いない)

(6) 発達障害のある人への支援を行なう、あるいはそのような人たちを受け入れる上で課題と感じておられることがあれば、教えてください。

(7) ジョブカレのことは、ご存知ですか。

(事業内容も含め知っている ・ 名前はきいたことがあるが事業内容は知らない ・ 名前もきいたことがなく事業内容も知らない)

(8) その他、日頃支援に携わる中で感じておられることやご意見等、ご自由にお書きください。

アンケート調査は以上です。ご協力、ありがとうございました。

発達障害者自立生活支援プログラム普及事業 事業所実態調査 調査票
 <就労移行支援事業所>

調査訪問先：

訪問先担当者：

調査日時：平成27年 月 日 ()

調査者：

(1) 事業所概要について

職員体制

職員の所持資格

人材育成に関する取り組み状況

(2) 利用相談

発達障害者（高機能）の受け入れに関する相談の有無 有 ・ 無

調整結果 受入 ・ 不可

※お断りをした場合、その理由：

どのような環境があれば、受け入れの可能性があったか

(3) 本人について

性別 男 名、女 名

年齢 10代 名、20代 名、30代 名、40代 名、50代以上 名

就労経験の有無 有 名、無 名

※有の場合、離職理由：

相談時の手帳の有無 有 名 ()、無 名

現在の手帳の有無 有 名 ()、無 名

相談時の年金受給の有無 有 名、無 名

現在の年金受給の有無 有 名、無 名

相談時の受給者証（障害福祉サービスとのつながり）の有無 有 名、無 名

相談時の医療機関（精神科系）とのつながり 有 名、無 名

現在の医療機関（精神科系）とのつながり 有 名、無 名

相談の経緯

主訴

相談時の日中活動状況

相談時の生活状況（経済面含む）

現在の利用状況

現在の生活状況（経済面含む）

今後の展望

（４）支援者視点で

本人の課題と思われること ※本人の困り感

本人の課題と思われることを解決するために必要なアプローチ（現在の取り組み/今後行なっていきたい取り組みとその実現可能性）

支援者側の課題と思われること ※支援者の困り感

支援者側の課題と思われることを解決するために必要なアプローチ（現在の取り組み/今後行なっていきたい取り組みとその実現可能性）

（５）その他

スキル評価シート

利用者氏名:

領域	項目	基準	個別支援計画・モニタリングシート(1クール目:平成 年 月～平成 年 月)					個別支援計画・モニタリングシート(2クール目:平成 年 月～平成 年 月)					個別支援計画・モニタリングシート(3クール目:平成 年 月～平成 年 月)					平成 年 月～					
			アセスメント		支援内容	モニタリング		備考	アセスメント		支援内容	モニタリング		備考	アセスメント		支援内容	モニタリング		備考	今後必要と思われる支援	備考	
			支援量	評価の詳細		支援量	評価の詳細		支援量	評価の詳細		支援量	評価の詳細		支援量	評価の詳細		支援量	評価の詳細				
1	*2 出勤	交通手段	何らかの手段を使って自分で通勤することができる。																		資料 4		
		欠勤等の連絡	欠勤、遅刻等の連絡をすることができる。																				
*3		出勤状況	毎日出勤することができる。																				
4	指示・指示系統の理解	働く場のルール理解、遵守	働く場のルールを理解し、それに従うことができる。																				
*5		指示の受け入れ①	上司からの指示に従うことができる。																				
*6		指示の受け入れ②	注意や指示・助言等をされても感情的に反発したり、ふてくされたりしない。																				
*7		柔軟性	理由を伝えれば、急な予定変更にも応じることができる。																				
*8		確認	わからないことがあったら、確認することができる。																				
*9		報告	指示を得たら、その指示を出した者に対して報告することができる。																				
10		伝言	伝言を受けたり、届けたりすることができる。																				
*11		仕事に関する相談	相談先があり、困ったら自ら援助を求めることができる(相談できる)。																				
*12	作業遂行能力	作業量・質の理解	従事する作業で求められている量のまたは質的目標を理解している。(どのくらいの時間にいくらいやればいいのかなど)																				
*13		作業速度	期待されている速度に合わせようと取り組むことができる。																				
*14		作業の効率性	効率よく仕事に取り組むことができる。																				
*15		作業の正確性	ミスなく作業することができる。																				
*16		自律性①	ルーチンであれば、特に指示がなくても行うことができる。																				
*17		自律性②	監督者が近くにいなくても作業を継続することができる。																				
*18		協調性	手伝いを求められたら、自分ができる範囲で手伝うことができる。																				
*19		集中力	よそ見・独り言・手を止めるなどがない。																				
*20		修正能力	自ら間違いに気付いて修正することができる。																				
*21	仕事の準備、後片付け	準備、後片付け	材料の準備、後片付けができる。																				
*22		返却	道具を使ったら、元の所に返すことができる。																				
23	休憩時間のふるまい	時間の厳守	時間通りに休憩から戻ることができる。																				
24		休憩時間のふるまい	自分の過ごしたいように過ごし、休息をとることができる。																				
25	所持品管理		貴重品を含め、自分の持ち物を自分で管理できる。																				
*26	感情コントロール		自分なりの方法()で落ち着くことができる。																				
*27	対人関係、コミュニケーション	あいさつ	必要な時に自らあいさつができる。																				
28		注意喚起	他者に話しかける際、一言断ってから話しかけることができる。																				
*29		言葉遣い	会話中、相手に対して丁寧な言葉遣いができる。																				
30		話す時の音量	会話中、相手にききとりやすい音量で話すことができる。																				
31		確認	会話中、わからないことがあったら確認することができる。																				
32		謝罪	必要な時に謝ることができる。																				
33		表現の必要性の理解	表現しなければ、自分の気持ちは他人にはわからないということを理解している。																				
34		発言内容の選択	みんなの前では、意地悪なことや恥ずかしいことを言わないようにしたり、失礼な質問はしないようにできる。																				
35		情報の適切な扱い	個人的なことに関しては、自分のことであれば他者のことであれ、それを伝えることに十分注意することができる。																				
36		傷つく状況・関係の回避	自らが傷ついたり、不愉快になったりする場面や人付き合いから離れることができる。																				
37		対人距離①	関係性に応じた適切な対人距離で接することができる。																				
38		対人距離②	他者に対して、頻回な質問や無理な要求をしない。																				
39		相づち	会話中、相手を見て相づちをうちながら相手の話をきくことができる。																				
40		話題の維持	会話中、話題をそらずに話すことができる。																				
41		別表現	会話中、最初の説明がわかりにくいと言われると別の表現ができる。																				
42		質問への応答	相手からの質問に対して、簡潔に的を得た回答をすることができる。																				
43		会話の終わり	会話の終わりや会話を終えるべき時に気付くことができる。																				
	その他																						

※ あみがけの項目については、ある一定のスキルが備わったうえで評価されるべきものであること。
※ * がついている項目は、自己評価表にも反映させた項目であること。(21/42項目)

領域		項目	基準	個別支援計画・モニタリングシート1(ケール目:平成 年 月～平成 年 月)					個別支援計画・モニタリングシート2(ケール目:平成 年 月～平成 年 月)					個別支援計画・モニタリングシート3(ケール目:平成 年 月～平成 年 月)					平成 年 月～				
				支援量	評価の詳細	支援内容	支援量	評価の詳細	備考	支援量	評価の詳細	支援内容	支援量	評価の詳細	備考	支援量	評価の詳細	支援内容	支援量	評価の詳細	備考	事後必要と思われる支援	備考
	*1	生活習慣	生活リズム	仕事に支障がないような生活リズムを維持することができる。(仕事に、生活リズムが原因となるような支障が出ていない。)																			
	2		食事	何らかの手段で食事を調達することができる。																	資料 5		
	3			食後の片づけをすることができる。																			
	4		飲酒	飲酒欲求をコントロールすることができる。																			
	*5		歯みがき	毎日、自発的に歯をみがくことができる。																			
	*6		洗顔	毎日、自発的に顔を洗うことができる。																			
	*7		入浴	毎日、自発的に入浴ができる。																			
	*8		洗濯	決めた頻度()で自発的に洗濯をすることができる。																			
	*9		衣服の選択	季節に合わせた服装を選択することができる。																			
	*10		整髪	毎日、自発的に髪を整えることができる。																			
	*11		ひげの手入れ	自発的にひげの手入れをすることができる。(男性のみ)																			
	*12		生理の対処	生理の対処ができる。(女性のみ)																			
	13	体調管理	体調不良時の対処	体調不良時に訴えることができる。																			
	14		服薬管理	薬の内容や量、時間、回数等医師に決められた通りに服薬することができる。(薬を処方されている場合)																			
	15		定期通院	医師に指示された通りに通院することができる。(定期通院がある場合)																			
	16	金銭管理	家計のやりくり	1か月の家計のやりくりができる。																			
	17		貸し借り	借りたら返すことができる。																			
	18		ATMの使用	必要に応じてATMも使用することができる。																			
	19	所持品管理	所持品管理	貴重品を含め、自分の持ち物を自分で管理することができる。																			
	*20	感情コントロール		自分なりの方法()で落ち着くことができる。																			
	21	対人関係、 コミュニケーション	傷つく状況・関係の回避	自らが傷ついたり、不愉快になったりする場面や人付き合いから離れることができる。																			
	22		対人距離①	関係性に応じた適切な対人距離で接することができる。																			
	23		対人距離②	他者(家族/家族以外)に対して、頻回な質問や無理な要求をしない。																			
	24	住環境の整備	掃除①	決めた頻度()で自発的に掃除をすることができる。																			
	25		掃除②	地域のルールに従ってゴミ出しができる。																			
	26		必要物品の購入	生活に必要なもの(洗剤等消耗品)を購入することができる。																			
	27	地域生活	マナー	近所迷惑な行為(大声を出す、騒音を出すなど)をしない。																			
	28		防犯の意識①	窓やドアに施錠ができる。																			
	29		防犯の意識②	不意に人が訪ねてきたら(セールス等)、モニターで確認してからドアを開けるかどうかを判断することができる。																			
	30		日常生活に関する相談	相談先があり、困ったら自ら援助を求めることができる(相談できる)。																			
	31	外出	持ち物準備	外出にあたって必要な持ち物を自分で準備することができる。																			
	32	余暇		自分なりの方法()で余暇を過ごすことができる。																			
		その他																					

※ * がついている項目は、自己評価表にも反映させた項目であること。(10/32項目)

【記入の仕方】
【支援量】は、 5段階(1:ほとんど毎回ひとりでできる 2:ひとりでできる時の方が多い 3:ひとりでできる時と支援を要する時が半々くらいである 4:支援を要する時の方が多い 5:ほとんど毎回支援を要する)で評価・記入します。
【評価の詳細】には、どのような場面だったかでできていたか、どのような場面だったかでできなかったか、どのような方法・環境が効果的でありそうかを記載します。
【支援内容】には、評価の詳細を受けて組み立てた支援の内容と本人の役割を記載します。

- * 引用・参考ツール
- ・ひとり暮らしへの移行のためのチェックリスト(ジョブカレ)
- ・TTAP 家庭尺度
- ・TTAP スキル累積記録
- ・Vineland適応行動尺度Ⅱ

資料6

	項目	利用開始時 (平成 年 月 日 記入)	利用中	退所時 (平成 年 月 日 記入)	備考
		本人の状態	ジョブカレで行なってきた支援	本人の状態	
1	ジョブカレ利用目的の理解				
2	就労意欲				
3	就労形態・職種へのこだわり				
4	体力・持久力				
5	表現コミュニケーション (方法と特徴)				
6	受容コミュニケーション (方法と特徴)				
7	読み書き				
8	感覚の特異性				
9	こだわり行動				
10	自己理解				
11	依存性				
12	社会性				
13	不安				
14	侮辱・からかい・いじめ				
15	周囲への注意				
16	自傷行為				
17	他害行為				
	その他特記事項				

状態評価シート(共通)

利用者氏名:
作成年月日:平成 年 月 日
作成者:

--	--	--	--	--

訓練プログラム(生活訓練段階)～1STステップ～(案)

(週3日:生活訓練)

		午前(10:00～12:00)	午後(13:00～14:00)	夕方(16:00～)
月	生活	生活訓練(調理実習)	振り返り	
	宿泊			振り返り
火	生活			
	宿泊	調理実習	振り返り	
水	生活	生活訓練(健康法 ex.ヨガ)	振り返り	
	宿泊			振り返り
木	生活			
	宿泊	生活訓練(ヨガ)	振り返り	
金	生活	生活訓練(余暇活動)	振り返り	
	宿泊			
土	宿泊	余暇活動		
日	宿泊			

※生活訓練事業(日中の場)で、訓練。宿泊型(生活の場)で実習

※生活場面の支援を中心に

※障害受容の段階

※振り返り…一日の出来事についての確認(感情の起伏、困ったところ聞き取り、助言)

社会生活技能

身だしなみ、金銭管理、健康管理、リラクゼーション

就労に向けた基礎知識

ビジネスマナー、障害者雇用支援制度、履歴書の作成、事業所面接

訓練プログラム(生活訓練・就労準備段階)～2NDステップ～(案)

(週3日:生活訓練)

		午前(10:00～12:00)	午後(13:00～14:00)	夕方(16:00～)
月	生活	作業	振り返り	
	宿泊			振り返り
火	生活			
	宿泊		振り返り	
水	生活	生活訓練(ボランティア活動)	振り返り	
	宿泊			振り返り
木	生活			
	宿泊	生活訓練(ヨガ)	振り返り	振り返り
金	生活	生活訓練(余暇活動)	振り返り	
	宿泊			振り返り
土	宿泊	余暇活動		
日	宿泊			

※生活訓練事業:週3日通所パターン

※生活訓練事業(日中の場)で、訓練。宿泊型(生活の場)で実習

※生活場面の訓練から、徐々に就労に向けた訓練へ移行

訓練プログラム(就労準備段階)～3rdステップ～(案)					(週3日:生活訓練 時間延長)	
		午前(10:00～12:00)	午後(13:00～16:00)		夕方(18:00～)	
月	生活	感情コントロール講座	作業	振り返り		
	宿泊					
火	生活	対人関係スキル講座	作業	振り返り		
	宿泊					
水	生活	作業(軽作業)	健康講座	振り返り		
	宿泊					
木	生活	ボランティア活動	作業	振り返り		
	宿泊					
金	生活	作業(PC)	余暇活動支援	振り返り		
	宿泊					
土	宿泊					
日	宿泊					

※生活訓練事業:週5日通所パターン

※作業を通して、アセスメントをとる

ジョブカレ総合支援プログラム

資料7

	導入期(第Ⅰ期)	基礎訓練期・前期(第Ⅱ期)	基礎訓練期・後期(第Ⅲ期)	実践訓練期(第Ⅳ期)	移行訓練期(第Ⅴ期)
目的	▶基本姿勢の習得(ジョブカレルール確認等) ▶利用の意思をかためる ▶プログラム全体の理解	▶基本的労働習慣の獲得 ▶生活リズムの獲得 ・健康管理 ・生活リズム ▶社会的ルール、マナーを身につける	▶基本的労働習慣の獲得 ▶生活リズムの獲得 ・健康管理 ・生活リズム ▶社会的ルール、マナーを身につける	▶就労意識の強化 ▶相談できる・自分の気持ちを発信できる	▶就労意識の強化 ▶相談できる・自分の気持ちを発信できる
目標	なりたい自分、希望する生活がイメージできる	今の自分のできること、できないことを知る		自分にとって必要なスキルを獲得する	自分の暮らしやすさのために環境や人に働きかけができる
(宿泊型自立訓練)	▶生活ルールの確認 ▶周辺の公共交通機関確認 ▶生活スキル支援 ▶対人関係スキル支援 ★一日の振り返り	▶生活リズムの獲得支援 ・起床・就寝時間の確認等 ▶食に関する嗜好調査(食事バランス) ▶生活スキル支援 ▶対人関係スキル支援 ★一日の振り返り	▶生活リズムの獲得支援 ・起床・就寝時間等の確認 ▶家事スキル獲得支援 ▶生活スキル支援 ▶対人関係スキル支援 ★一日の振り返り	▶生活リズムの支援 ▶生活スキル支援 ▶対人関係スキル支援 ▶支援を受けるためのスキル獲得支援 ★一日の振り返り	
(就労準備訓練(日中支援事業所内))	▶オリエンテーション ▶就労準備訓練 ・ビジネスマナー ▶生活体験プログラム ・生活スキル ・リラクゼーション ・感情コントロール ・問題解決スキル ・対人関係スキル ・生活体験 ▶作業体験プログラム ★振り返り グループワーク・個別面談	▶就労準備訓練 ・ビジネスマナー ▶生活体験プログラム ・生活スキル ・リラクゼーション ・感情コントロール ・問題解決スキル ・対人関係スキル ・生活体験 ▶作業体験プログラム ★振り返り グループワーク・個別面談	▶就労準備訓練 ・ビジネスマナー ▶生活体験プログラム ・生活スキル ・リラクゼーション ・感情コントロール ・問題解決スキル ・対人関係スキル ・生活体験 ▶作業体験プログラム ★振り返り グループワーク・個別面談	▶就労準備訓練 ・ビジネスマナー ▶生活体験プログラム ・生活スキル ・リラクゼーション ・感情コントロール ・問題解決スキル ・対人関係スキル ・生活体験 ▶作業体験プログラム ★振り返り グループワーク・個別面談	▶就職支援 ▶就労準備訓練 ・ビジネスマナー ▶生活体験プログラム ・生活スキル ・リラクゼーション ・感情コントロール ・問題解決スキル ・対人関係スキル ・生活体験 ▶作業体験プログラム ★振り返り グループワーク・個別面談
(就労体験・備前訓練(日中支援事業所内))		職場体験(1日程度)	職場体験(2～5日程度)	職場実習(1～3週間程度)	職場実習(1～3ヵ月)

※期間の長さは、個別に設定する。

面談における留意点

ジョブカレ

面談時には、以下のことを考えながら実施してください。

（事前に考えること）

1. この面談の目的を明確にする（1回の面談で1つの目的を設定する）

- ・ 何について話すのかがお互い明確になります。
- ・ 目的の設定は、大きな枠組みの中で考えていきます。
- ・ 個別支援計画、本人の今後を見据えた面談ができるようにします。
- ・ その中で、どのような話をするのが良いかを考えましょう。
- ・ 突発的な事柄に対しての対応ということも時にはあります。

（面談中におこなうこと）

2. 面談の中で話した内容について記録をする

- ・ **いつ、どこで、だれが、なにを、どうしたのか、なぜそうしたのか**について記録します。
- ・ 本人に渡すルーズリーフにも、スタッフが話した内容をメモしながらすすめます。
- ・ 面談中に話された本人の行動について、なぜそうしたのかを聞きます。
- ・ 聞く場合には、「事実を確認したい。」と伝えます。

（面談後におこなうこと）

3. 面談の内容を叙述形式で記録をする

- ・ 利用者がどのように話をされ、それについてどう答えたかを記録します。
- ・ できるだけ忠実に会話を記録します。

4. 他のスタッフと共有する

- ・ 面談後に他のスタッフに報告をします。
- ・ どのような内容で、どのように本人に返したか等、記録では伝わりにくい部分などについて共有します。

（注意事項）

- ・ 自分の価値観を押し付けない。
- ・ 事実の確認をしたいと伝え、事実を確認する（なぜそう考えるのか。どうしてそのような行動をするのか等）。
- ・ 他のスタッフは事実を確認したいと思っています。

2015年9月 週間プログラム

資料 9

	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)
8:25	送迎出発	送迎出発	送迎出発	休日	休日	送迎出発	送迎出発
8:50～9:00	朝礼・ラジオ体操	朝礼・ラジオ体操	朝礼・ラジオ体操			朝礼・ラジオ体操	朝礼・ラジオ体操
9:00～12:00	・JAに行きましょう チラシ封入	・へこたれない体作り 猪子山登山	・お金を稼ぐとは？ 内職作業 ブラインドの紐通し パッキンシール貼り ネジ検品 パイプ管シール貼り			・お金を稼ぐとは？ 内職作業 ブラインドの紐通し パッキンシール貼り ネジ検品 パイプ管シール貼り	・見て聞いて知ってみよう NO-MA見学(美術館) 日牟神社 メンターム資料館見学
12:00～13:00	昼 休 憩	昼 休 憩	昼 休 憩			昼 休 憩	昼 休 憩
13:00～15:30	・目指せ400万！ 畑作業	・お金を稼ぐとは？ 施設外就労	13:10出発 体を感じよう (太極拳) ※動きやすい格好で 来てください。 (五個荘コミュニティーセ ンターで行います。帰り は、ドリームまで歩いて帰 ります。)			・お金を稼ぐとは？ 内職作業 ブラインドの紐通し シール貼り 14:00～ ・作って食べよう おやつ作り	・お金を稼ぐとは？ 内職作業 ブラインドの紐通し パッキンシール貼り ネジ検品 パイプ管シール貼り
15:30～16:00	掃 除	掃 除				掃 除	掃 除
16:00～16:05	終 礼	終 礼				終 礼	終 礼
16:05～16:15	振り返り	振り返り				振り返り	振り返り
16:20	送迎出発	送迎出発				送迎出発	送迎出発

※プログラムの時間や内容は、変更される可能性があります。また、残業がある日もあります。

発達障害者自立生活支援プログラム普及事業

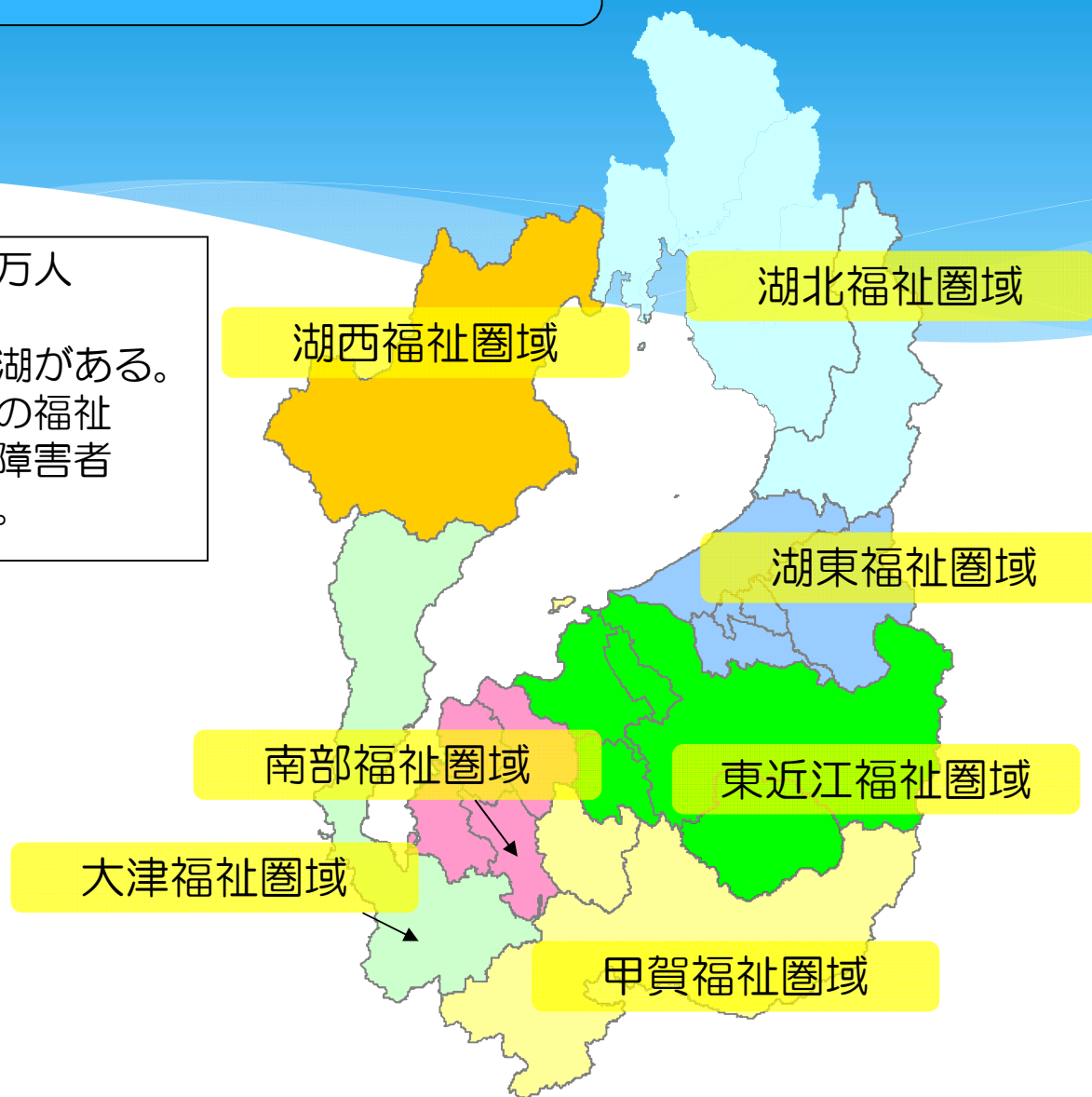
社会福祉法人グロー(GLOW)

～生きることが光になる～

びわ湖ワークス・ジョブカレ 金子知美

滋賀県の状況

- 県人口約141万人
- 全19市町
- 県の中央に琵琶湖がある。
- 滋賀県では7つの福祉圏域を設定して障害者福祉施策を推進。



発達障害者相談支援体制の整理

滋賀県発達障害者支援センター

県域

平成25年度より障害者医療福祉相談モール内に南部センターを新たに設置し、機能強化。
 ○人材育成事業の実施による市町域・福祉圏域の相談窓口の機能強化
 →「発達障害者支援キーパーソン養成事業」「自閉症等発達障害者支援スタッフ実践的研修事業」
 ○市町域、福祉圏域の相談窓口で対応が難しいケースへの専門的対応
 ○支援関係機関へのコンサルテーションの実施

障害者生活支援センター等

福祉圏域

☆圏域相談支援センター

- ・福祉圏域の発達障害者への相談支援を実施
 - ・学齢後期～成人期への支援を中心
 - ・市町の発達支援室・発達支援センターからのケースの引き継ぎ
- ☆働き・暮らし応援センター

【発達障害者支援キーパーソン養成事業】

障害者生活支援センター等に対して発達障害者支援に関する専門研修の実施

【認証発達障害者ケアマネジメント支援事業】

発達障害者支援キーパーソン養成事業修了者による専門相談支援事業を委託

（発達障害圏域相談支援センター）

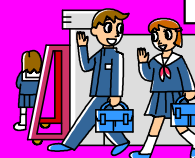
- 東近江圏域：東近江地域障害者生活支援センター
- 甲賀圏域：甲賀地域ネット相談サポートセンター
- 湖西圏域：湖西地域障害者生活支援センター
- 湖東圏域：彦愛犬地域障害者生活支援センターステップアップ²¹
- 湖北圏域：障害者相談センターほっとステーション

【自閉症等発達障害者支援スタッフ実践的研修事業】
 市町の窓口等（その他の支援関係機関含む）への実践的研修事業の実施

市町発達支援室・発達支援センター

市町域

- 現在各市町で設置が進んでいる（県下19市町のうち、17市町に設置）
- 早期発見（乳幼児健診）から早期支援へ



乳幼児期

学齢期

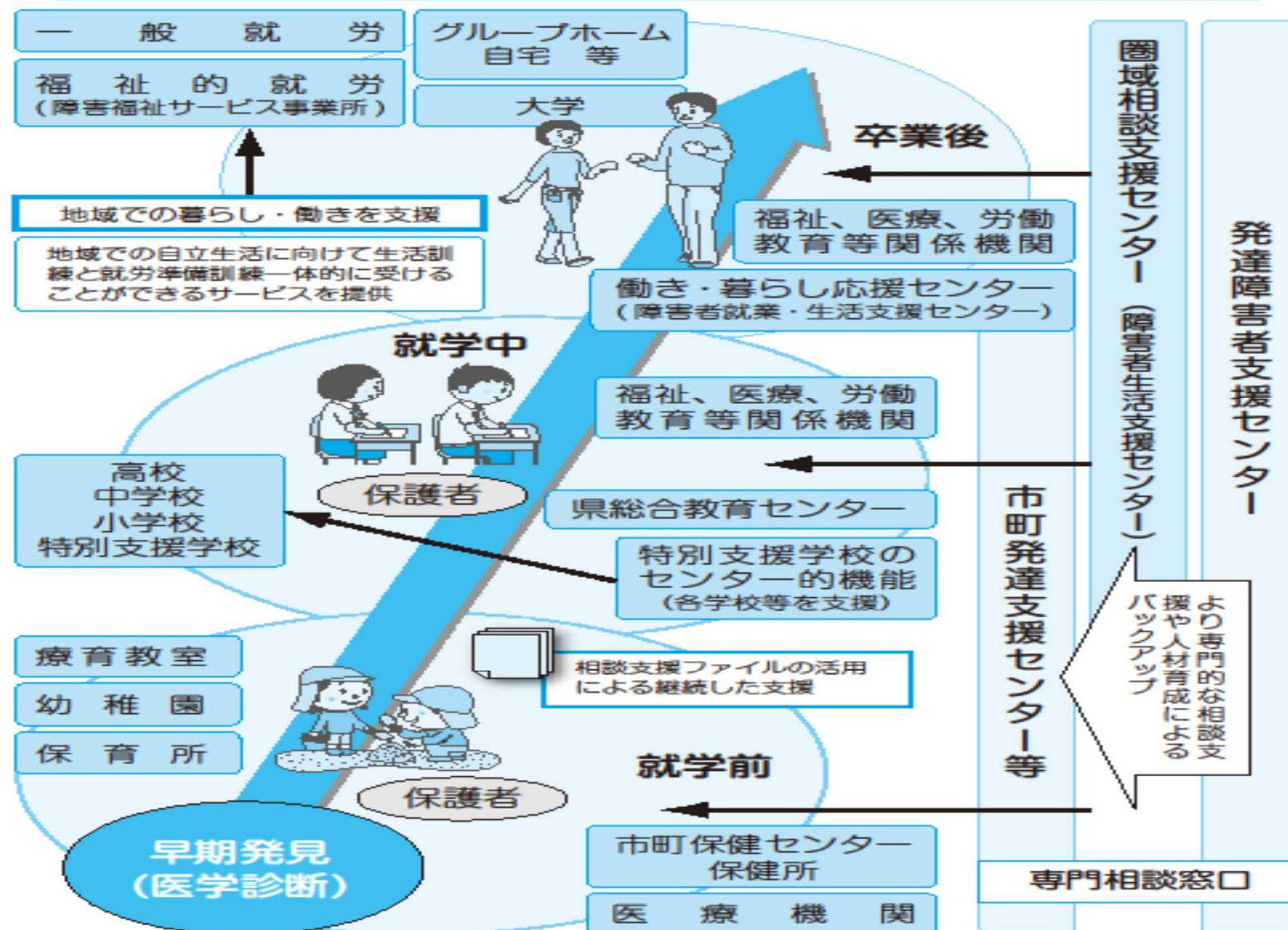
成人期

相談支援ファイルの活用による情報共有

人材育成事業によるバックアップ！

発達障害者の地域生活支援

発達障害のある人が地域で安心した生活が送れるよう、身近な地域での相談支援を受けることができる体制の整備や、暮らし、働き・活動するために必要な支援の充実に取り組みます。



具体的な取り組み方策①

戦略的施策

- 発達障害の早期発見と早期の発達支援の充実
- 身近な地域で発達障害に関する相談ができる体制整備
- 発達障害者支援センターの専門機能の充実と県南部への相談支援機能拡充
- 地域で自立して暮らし、働き、活動するために必要な支援の充実
- 発達障害に関する医療的支援の充実
- 乳幼児期から成人期に至る継続した支援体制の充実

具体的な取り組み方策②

戦略事業

早期発見と早期発達支援

- ・乳幼児健診等にかかわる関係者への研修等の実施による早期発見、支援の向上
- ・巡回支援専門員の保育所等への巡回による発達障害の早期発見から早期発達支援

身近な地域での体制整備

- ・発達障害者に対する理解を広めるため県民を対象とした啓発の実施
- ・発達障害者支援キーパーソンの養成と相談支援体制の充実
- ・ペアレントメンターの養成による家族支援の充実
- ・自立支援協議会を活用した地域ネットワークの構築

専門機能の充実

- ・市町域や福祉圏域の相談支援機関や直接処遇職員のバックアップ機能の充実
- ・発達障害児者を支援する関係機関に対する「いぶき」のコンサルテーション(助言・指導)の充実
- ・発達障害者支援にかかわる人材育成機能の強化

働き・暮らすための支援の充実

- ・宿泊型の生活訓練と就労準備訓練の一体的な専門支援の実施により、発達障害者の地域での自立生活を支援
- ・既存の障害福祉サービス事業所へ支援ノウハウを提供し、発達障害者のサービス利用を促進

医療的支援の充実

- ・発達障害の診断等ができる医師の養成を通じた医療的支援の充実

生涯を通じた支援体制の充実

- ・相談支援ファイルの活用により継続した支援を実施
- ・自立支援協議会を活用した地域ネットワークの構築(再掲)
- ・発達障害を理解する県域の支援関係者協議会による関係機関連携の強化

発達障害者自立生活支援システム構築事業（ジョブカレ）

平成24年度～26年度

自立訓練（生活訓練）

（通称）ジョブカレ

定員：10名

☆発達障害の特性に合わせた就労準備訓練
（既存施設の活用）

- ①作業体験プログラム
- ②生活体験プログラム
- ③職場体験・企業実習 等



宿泊型自立訓練

（通称）ジョブカレドリーム

定員：10名

☆発達障害の特性に合わせた宿泊型生活訓練
（民間アパートの活用）

- ①自己理解に関する支援
- ②感情コントロール支援
- ③余暇支援 等



利用期間 2年間

支援プログラム 研究・開発

☆地域生活に向けた効果的な支援プログラム
☆障害福祉サービス事業所の認証制度の研究・開発



研究者

連携

暮らし・仕事
自分らしい

連携

日中活動の場

- ・一般企業
- ・就労継続
- ・就労移行 等

☆本人の希望等に応じて

生活の場

- ・ひとり暮らし
- ・グループホーム
- ・自宅 等

☆本人の希望に応じて

- 働き暮らし応援センター
- 相談支援事業所
- 市町行政 等

アセスメント・個別支援計画・モニタリング（将来を見据えたトータル支援）

I 滋賀県における高機能発達障害者 支援の実践について

ジョブカレ

(1) 背景

日中活動の支援を併せて行う必要性がある人への支援希望の増。働き・暮らす力を獲得する支援に取り組む必要があり、「ジョブカレ」を開始。

(2) 目的

就労準備訓練、生活訓練をする場において、「くらす力」、「はたらく力」、「いきる力」獲得のための訓練及び支援をすることで、地域における自立した生活を目指す。

(3) 事業概要

【事業種別】自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練

※発達障害者支援開発事業補助(単年度)900万円(1/2滋賀県)

【利用定員】10人

【利用期間】概ね2年間

【利用基準】概ね18歳から40歳くらいの方
身辺自立ができています

【支援体制】自立訓練(生活訓練)

生活支援員 2.4名

宿泊型自立訓練

生活支援員 2名

地域移行支援員 1名

【支援内容】

① いきる力獲得支援

- ・人との距離感をどう保つか等の対人関係支援
- ・相互交渉等のコミュニケーション支援
- ・自己理解を促す支援
- ・相談するためのスキルの獲得をするための支援
- ・くらす力とはたらく力をつなぎ合わせる支援

② くらす力獲得支援

- ・生活リズムを整え、自分が暮らしやすい環境を整えるための支援
- ・家事スキル、生活上の手続きスキル等を獲得するための支援

③ はたらく力獲得支援

- ・生活体験プログラムの実施
(さまざまな経験・体験をする)
- ・就労準備訓練プログラムの実施
(事業所内外での座学と実践)

【特徴】

日中活動(昼)と生活(夜・休日)の支援を同一事業所の支援員が行うことにより、支援の連続性が確保されやすい。このことから比較的短期間で、スキルを獲得できると言える。

「就労」のために準備訓練を行うという、わかりやすく利用しやすい目的を掲げている。根底には「自己理解を促す」ことがあり、自分なりの自立した暮らしを見つけることも、この事業を利用した後のゴール。

発達障害者自立生活支援プログラム普及事業(平成27年度～)

[システム構築事業からの課題]

○本事業の成果を既存の障害福祉サービス事業所へ普及し、発達障害者の受入れを促進する必要

これまでの成果を普及させることにより発達障害者への支援サービスを充実！！

プログラム普及員



[プログラム普及員の主な役割]

- ①障害福祉サービス事業所への巡回支援、実態調査
- ②発達障害者支援力向上研修会の企画・運営
- ③事業評価推進委員会の運営による事業の進捗把握・プログラムの修正等
- ④ジョブカレの運営に対する助言・指導等

①発達障害者支援向上研修

[事業概要]

障害福祉サービス事業所等の職員に対して、具体的な事例を通して、アセスメントシートを活用や支援プログラムの実施等を学ぶグループワーク形式の実践研修を実施

[期待される効果]

障害福祉サービス事業所職員の発達障害者支援に関する支援技術の向上

②支援プログラム巡回普及等事業

[事業概要]

- プログラム普及員が就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業所に巡回し、知的障害を伴わない発達障害者への対応に関する助言等
- 事業評価推進委員会による進捗状況の把握や、障害福祉サービス事業所における発達障害者の受入れ実態調査

[期待される効果]

支援プログラムの普及による障害福祉サービス事業所での発達障害者の受入れ促進

③新たなサービスのあり方検討会議

[事業概要]

本事業の実施を通して課題となった、虐待や長期入院等により生活の再構築が必要な発達障害者へ支援サービスの在り方について検討を行う。

[期待される効果]

地域で支援が困難な重篤な事例に対する支援サービスの提案

支援プログラム巡回普及等事業より(1)

今年度は、就労移行支援事業所を中心に13事業所を巡回
(発達障害者の受入等に関する実態調査)

○最近の相談・受入の傾向

- ・普通高校からの問い合わせが増加。
- ・ひきこもりの方の行き場としての利用相談が増加。検査してみると発達障害があったという方が多い。
- ・精神障害で利用を開始した方の中でも、ベースに発達障害があると見られる方が多く、精神障害は2次的に発症したのではないかと思われる。
- ・成人になってから(特に30代に入ってから)障がいに気づいた場合、成育途中に適切な支援(教育)が受けられなかったため、これからの支援が非常に困難である。
- ・学校時代はある程度の枠組みの中で生活できるのでさほど気にならなかった問題が、卒業して枠が外れ、すべてを自己管理しなくてはならない環境になると顕著に現れて来て、対人トラブルや相談、支援先がないなどのことから、ひいてはひきこもりにつながるケースが多い。

支援プログラム巡回普及等事業より(2)

○本人の課題

- ・普通高校、専門学校、大学など中退または卒業後、行き場がない、就職がうまくいかないなどのつまずきによって初めて障がい意识到、福祉につながるケースが増加。その場合、福祉への抵抗感、親の過度な期待、自己評価の高さ、自己理解の不十分さなどの問題が生じる。
- ・人生経験の不足。
- ・金銭や時間のマネジメント力不足。
- ・家族の障害への不理解。(親自身に発達障害がある疑い)

支援プログラム巡回普及等事業より(3)

○支援者側の課題

- ・障がいの理解や対応の仕方などの知識・スキル不足。
- ・幼少期での診断、また成長に合わせての縦断的な支援体制の構築。
- ・本人たちの力が発揮できる、理解ある環境(事業所・職場)の創造・調整。
- ・「障がい」という枠組みで捉えずに提供できるサービスの模索。
- ・就労後の本人の心の拠り所、相談先の確保。

支援プログラム巡回普及等事業より(4)

○意見交換の中で(ジョブカレの支援からの提案)

- ・本人の自己理解を促すため、毎日振り返りを行う。
- ・日々の作業を通して、社会生活を送る上での課題を洗い出し、本人と一緒に解決策を探る。
- ・家族の本人理解を促すため、支援員が本人と接する中で見られたありのままの姿を伝え、事実として受け止めてもらう。
- ・研修を通して、気づきの機会を提供する。
- ・生活体験の機会の提供(調理実習、図書館利用、買い物、登山、太極拳等)。
- ・コミュニケーション能力の向上を図る(企業実習の中で、支援員が企業の方との接し方のモデリングを示す。ゲームを通して自分のことを伝える、相手の話を聞く経験をする等)。
- ・市町、働き・暮らし応援センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所などによるチーム支援。

滋賀県による「高校・大学を対象とした発達障害早期支援モデル事業」

社会福祉法人しが夢翔会 理事長 久保 厚子
(担当部署：発達障害支援サポートセンター)

1、事業概要

1) 実施主体

滋賀県

2) 受託者

社会福祉法人しが夢翔会 (担当部署「発達障害支援サポートセンター」)

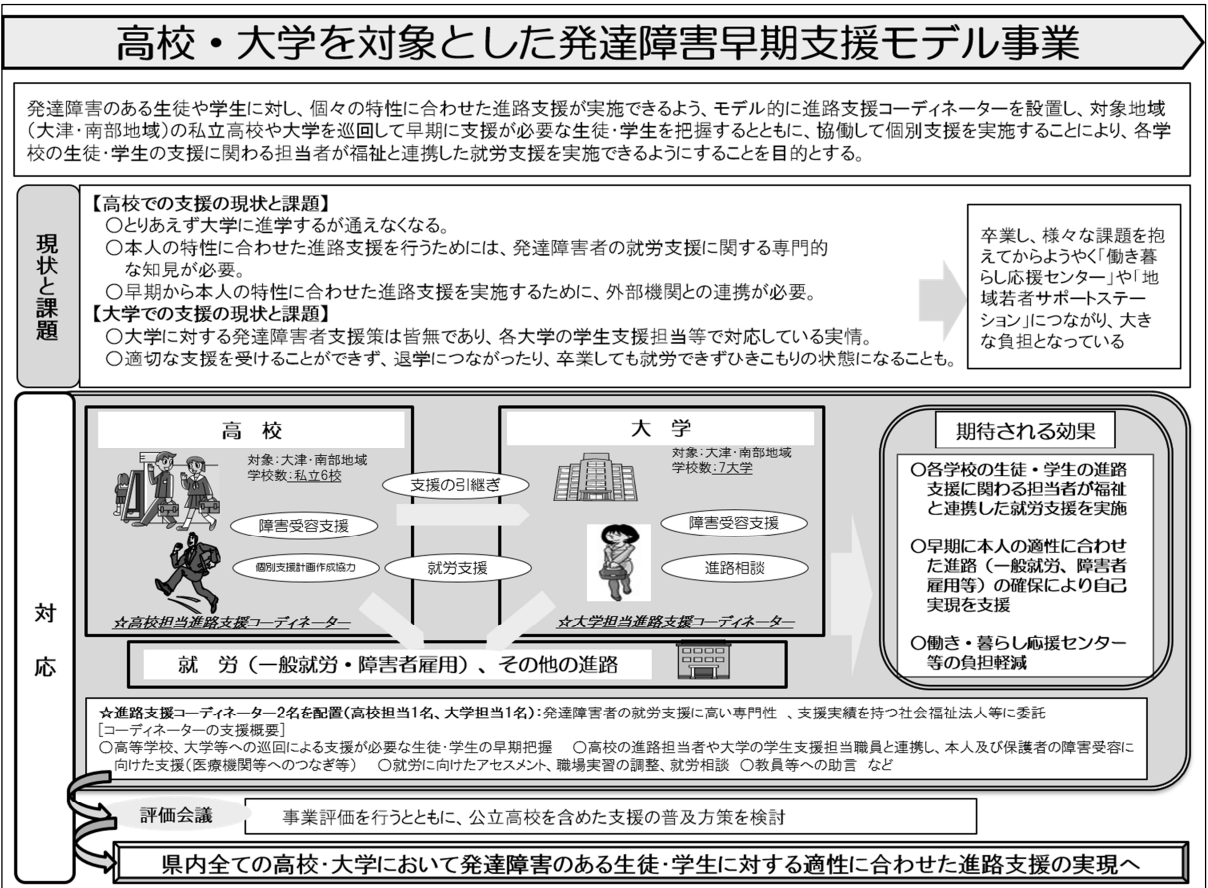
3) 受託期間

平成 27 年 10 月 13 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日

4) 目的

発達障害のある生徒や学生に対し、個々の特性に合わせた進路支援が実施できるよう、モデル的に進路支援コーディネーターを設置し、対象地域（大津・南部地域）の私立高校や大学を巡回して早期に支援が必要な生徒・学生を把握するとともに、協働して個別支援を実施することにより、各学校の生徒・学生の支援に関わる担当者が福祉と連携した就労支援を実施できるようにすること。

(参考：滋賀県により作成の事業紹介図)



2、事業実施の背景

1) 滋賀県として

①滋賀県障害者政策推進協議会 発達障害者支援検討部会での検討より

以下は、この部会によってまとめられた「発達障害者支援に関する課題と取り組みの方向性」（平成 26 年 3 月）からの抜粋である。

＊高等学校における特別支援教育の推進について

- 発達障害のある生徒への気づきと指導力の向上が課題。
- 高等学校入学時点から医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携した支援を進める必要。

＊成人期について

- 知的障害を伴わない場合発達障害者の中には、福祉サービスを利用することに抵抗がある場合もあり、労働施策の中での支援について検討が必要。

＊今後の取組の基本的方向性

- 一般的な支援（指導）の中での早期発見と早期支援の推進。
- 取組の分野やライフステージをつなぐ切れ目のない支援の推進。

②「滋賀県障害者プラン」より

以下は、①の内容が反映された障害者プラン（平成 27 年 3 月）から、該当部分を抜粋したものである。

＊「重点施策」の一つである「発達障害のある人への支援の充実」より

- 発達障害のある人に対する支援がライフステージごとに途切れることのないよう福祉と教育が連携して在学時から支援に取り組み、発達障害のある生徒や学生がそれぞれの特性に合った進路選択ができるよう、切れ目のない就労支援の強化を図る。

2) 事業実施する福祉圏域について

①基礎情報

対象圏域の人口 67.2 万人(大津市 34.2 万人+草津市 13.0 万人+守山市 8.1 万人+栗東市 6.8 万人+野洲市 5.1 万人 平成 27 年 12 月末もしくは平成 28 年 1 月 1 日現在)である。この数は、滋賀県の福祉圏域が 7 圏域あって 2 圏域のみで本事業を実施するものの、その 2 圏域に滋賀県全人口のおよそ半数が居住していることになる。

圏域内には、県庁を始めとする県の様々な機関が所在している。また、京都市などより人口の多い地域へ、比較的距離が近く交通の便も良い。

②各福祉圏域の状況

i - 大津福祉圏域

＊障害者自立支援協議会における、特に発達障害部会・行動障害部会での議論より

- 高校生に対応する専門相談機関が、今のところ無い。
- 市による専門相談機関のアウトリーチの機能が、強くない。
- 部会も多く、様々な分野からの参加があり、ネットワークは活発。ただし、数多くある発達障害に関連する機関については、部会員ですら、それぞれの細かな事業内容や役割分担を掴んでいない。

＊「自閉症・行動障害サポートセンター」の実績より

当法人の運営する“入所施設”であるステップ広場ガルにおいて、「強度行動障害特別処遇事業」を実施。それを、入所施設内だけでなく、行動障害を呈するケースへの地域全体における支援システムの一つとして機能させるべく、平成 17 年より「大津・湖南行動障害支援ネット」

(現在の行動障害部会)を設置。

その流れから、平成26年度に法人自主事業として、「自閉症・行動障害サポートセンター」を設置した。事業内容としては、積極的なアウトリーチを含むスーパーバイズや、研修講師などによる人材育成、および、それらを地域課題として障害者自立支援協議会等で共有していくことである。事業の範囲として、当初は“知的障害あり”“成人期”“福祉”に限定していたが、大津圏域の状況等により、いわゆる“高機能”“8～60歳”“福祉や教育”に拡大していった。すなわち、本事業の対象になるよう当事者も、結果として事業対象に含まれていった。本事業に対応する部署として、「自閉症・行動障害サポートセンター」に併設する形で当センターが設置された。

ii - 南部福祉圏域

*4 市から成り、各市には「発達支援センター」等が設置されてそれぞれに専門相談などを実施している。ただし、本事業の対象当事者となるような、いわゆる高機能タイプの発達障害のある人について、圏域として議論する場はない。

*市によっては、成人の専門相談が非実施。

*圏域内に、滋賀県発達障害者支援センターや滋賀県立精神保健福祉センターなどの3次対応を実施する機関が多くあるため、圏域としてではなくそれらで専門相談等を実施できてしまっている面がある。

iii - 両圏域に共通

滋賀県と各福祉圏域による「認証発達障害者ケアマネジメント支援事業」を実施していない。

3) 当事者の状況

①特に、障害や「困り感」の気づきと支援の遅れに関する例

- ・本人自身に気づきや困り感が無い。(しかし、新たなライフステージに入った途端に困り感が大きくなる。あるいは、困り感は不十分だが、失敗経験は積み重なる。)
- ・困ってはいるが、その内容や背景について見当もつかず、相談できない。
- ・学校で支援を受けて卒業できたが、ライフステージが変わってその支援が切れると困り感が大きくなる。
- ・学校内では支援を受けて大きな問題なく過ごすが、放課後・長期休みには困っている。
- ・学校内で支援が不十分。
- ・保護者による直接的で重厚な支援で大きな問題にならなかったが、大学内でそのような支援ができないので、学業や就職活動が順調に進まない。(自己認識や自己調整・自己対処が育っていない。)
- ・保護者らの心配による課題の先送り
 - [中学] 診断を受けると、普通高校でなく特別支援学校高等部に入ることになるのでは。
 - [高校] せっかく普通高校に入ったのだから、普通に卒業させてやってほしい。とりあえず卒業はさせてあげたい。
 - [大学] せっかく大学に・・・(同上)

②気づきや支援が遅れたケースの把握

二次的障害としての精神疾患等により、病院を受診。あるいは、退職・退学してしまってひきこもりに陥る。そこで初めて発達障害への気づきがあり支援が開始されるケースが、相当数おられる。ただ、二次障害等の程度が強いので、問題が複雑化・重篤化・固着化している場合が多い。その場合、福祉・医療機関による支援の難しさがより大きくなり、機関も苦慮している。

3、内容

1) 対象校

大津と湖南の2つの福祉圏域に所在する、私立高校(6校)および全ての大学(7校)。

2) 対象生徒数

高校 140 人+大学 644 人を推計。

← 対象校の学生総数が、高校 5,000 人+大学 23,000 人程度。それぞれに、県立高等学校の発達障害のある生徒在籍率 2.80% (0.028) をかけることで推計。

3) 事業の具体的な趣旨と内容

事業開始にあたっての、滋賀県等との協議の中で以下を想定した。

①趣旨

前述の当事者の状況等に対して、高校・大学段階で「早期」に支援が必要。それを行う学校と共働したり、機関連携も含めた支援力を高めてもらう、あるいは、高めるための情報提供を行う。(その過程で個別のケースについて深めることはあっても、学校の頭越しに個別支援自体をすることは考えない。)

②内容

- *対象学校に対する発達障害者支援に関する研修等の実施
- *対象学校に対する支援に関する巡回相談助言
 - 日常的な学校での指導・支援等に関する相談
 - 具体的なつなぎ先に関する相談
 - 連携先へつなぐための、関係づくり・気持ち作り・アセスメント内容など
- *評価会議を通じて、事業評価を行うとともに公立学校を含めた支援普及方策の検討
(「*」の3つの文章は、実施要項より抜粋。)

4、実施結果 I - 機関連携について

1) 連携事業所等の一覧

①事業開始にあたっての打合せ [10 月]

滋賀県。 滋賀県医療福祉相談モール内 (滋賀県発達障害者支援センター、滋賀県ひきこもり支援センター)。 大津市発達障害者相談支援センターかほん。

②各圏域での周知や協議 [12~2 月]

i - 南部圏域 4 市の発達支援センター

ii - 自立支援協議会

- ・滋賀県：発達障害検討会
- ・大津市：定例会、発達障害部会、行動障害部会、権利擁護部会、日中支援部会、相談支援連絡会
- ・南部圏域：全体会、進路部会

iii - 滋賀県行動障害ネットワーク

※ ii と iii については、可能な限り本事業の周知だけでなく継続して会議等に参加した。

③本事業で関係するケースについて、

連携あるいは学校が連携するのを本事業で補助すると思われる機関など [1~3 月]

- ・ハローワーク大津、ハローワーク草津、新卒応援ハローワーク、湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく”、滋賀県若者サポートステーション、大津若者サポートステーション、就労移行支援事業所クロスジョブ
- ・滋賀刑務所 - 本事業に関して連携の可能性は小さいと考えるが、関連する問題意識や事業の質問等のために訪問した。
- ・個別に協議等の場を設定していないが、本事業以外における日常的な連携の場で周知・協議を行ってきた機関がある。(各圏域の生活支援センター、おおつ働き・暮らし応援センター“Hatch”、など)

2) 機関連携で整理された主な問題意識など

- ・連携の必要性・重要性は、相互に確認・共有できた。
- ・高校年齢や成人の専門相談機関を持たない市町がある。
- ・担任や担当の教職員は、福祉機関にしてみればあまり顕在化しないものの困っている方も多い。そういった学校現場との連携は散見される。しかし、それ以上の学校全体との連携は難しく、実際にどこまで細かく支援が行き届き、実際の授業内容まで踏み込めているかは、かなり未知数になっている。(担当・担任や一部の教師ががんばっている、という場合も少なくない。)
- ・実際の授業内容については、教育関係の機関との連携もあるだろう。
- ・連携の依頼が来るのは良いが、学校でのアセスメントや本人の気持ち作りが不十分であり、また、次のライフステージに向けてあるいは当事者の状態像から考えて遅れた時期になっていることが多い。そのことにより、本人像や支援がより難しくなっている。
- ・一方で、連携の視点や必要性の認識自体が弱い場合も多く、当事者が退学時にどこかの機関につながることもなく、そのままひきこもって障害が重篤化してから福祉的支援が開始されるケースも多い。

5、実施結果Ⅱ - 対象高校・大学に関して

1) 事業の周知にかかる訪問とそこでの協議など

11～1月で、事業の周知と関連する内容の協議を行った。ただし、1校については、「学校で雇用しているカウンセラーで対応可」「現在は繁忙期」「困ったら連絡する」とのことで訪問すらできない状態になっている。

①対象高校・大学の問題意識

i - 当事者・保護者に関して

- ・自己認識や保護者の受容が難しいケースへの支援をどうすれば良いのか、に悩んでいる。
- ・困り感を持つまでに、保護者を始めとする関係者が支援しすぎているところもある。ただ、困りすぎて二次障害が発症してから相談に来るケースもある。
- ・いわゆるグレーのケースについて。
 - 学校の担当者の認識自体が不足している場合もありそう。「グレーを含めても、1学年に1人いるかいなか。」
 - スクリーニングの仕方に悩んでいる。
- ・特に異動による教職員の顔ぶれの変化が少ない私学については、卒後につまづいて、卒業した学校の恩師の元に相談に来る人が一定数見られる。その人たちの多くは、困りどころについてどこに相談して良いか分かっていない。分かってはいても、障害受容が難しい等により、発達「障害者」支援センターなどには連絡しづらいよう。

ii - 学校に関して

- ・「教員の性質として、ケースや問題を『抱える』傾向にある。」 「卒後の“アフター”の支援をどこまでしていいものか・・・」
- ・「何とか卒業はさせてやりたい。」 そのために、努力されている部分と、発達障害について本質的な問題が先送りされている部分がある。
- ・「しっかり引き継いでくれ（てケース把握でき）たら、しっかり支援するつもりなのに・・・。」 とほとんどの学校が仰っている。
- ・既に外部機関とつながってはいるが、より適切な機関が他にも存在する場合がある。そのことに気づきつつも、具体的にどこの誰にどのようにつながるのが分からない。
- ・大学については、「障害者差別解消法」施行に向けて、支援体制整備の意識を高めている。あるいは、少なくとも実際の支援部署の設置までは行っている。
- ・表面的な整備は、どの学校でも行っている。ただ、その内容や意識や実際の支援状況には、具体的に見るとかなり差があるよう。（例：本事業に関して、発達障害等に専門の教員がいる大学でも、研修講師機能に期待される。今回の事業の紹介訪問で、初めて卒後に向けてのネットワークの大切さに気付いてくださった先生もいる。設置学部の特性上、発達障害者の進路指導が難しい。他）
- ・特に大学においては、結局は、保護者や本人からの申告が無いと、当事者の把握すら難しいことが多い。また、高校については、中学校からの引継ぎが無い、あっても不十分、一定の引継ぎがあってもそれを高校での支援に生かし切れていない実態もあるよう。（もちろん、十分な引継ぎ・支援を行っている教職員もいる。）

②モデル事業や紹介訪問に対して

i - 事業に関して

- ・福祉の「ネットワーク」自体が捉えにくいものであり、そのイメージがわきにくい方は本事業との関わりのイメージが持ちにくい。特に、直接の責任はあっても、全体的な運営に関わってたり進学・就職に関わる先生や、単純に意識の低い先生等はその傾向にあり、「この事業を受け入れたら、本校の就職者数は増えるのか」といった質問もあった。逆に、日常的に、卒後や生活面も考えながら対応に悩んでいる先生等には、事業のイメージがしやすいよう。
- ・本事業自体が、具体的で細かな事業内容を設定していない柔軟なもの。だからこそ、具体的に本事業をどのように関わるかに悩んでいる。
- ・「学校内の細かな事情も含めて知ってくれている人でないと、相談を持ちかけにくいし、どう使ってよいか見えにくい。」「週 4～5 日来てくれる事業が良い。」
- ・多くの学校が、学校独自にカウンセラーや担当教員等を配置している。また、既に一部の関係機関と相当につながりながら仕事をされている学校もある。その中で、助言を主にした事業を具体的にどのように受け入れるかに、難しさがあるのかもしれない。この点は、当法人内で当事業所に併設の、「自閉症・行動障害サポートセンター」の立ち上げ半年程度の状況からも推察できる。その期間は、大津市内で既に法人同士で一定の連携があっても、実際のスーパーバイズ（助言）等の依頼が増えるまでは半年ほど時間を要した。また、スーパーバイズというよりは、相談支援専門員からの依頼でケースの様子をアセスメントしに行ったこと等がきっかけであり、導入期から直接の依頼でスーパーバイズの立ち位置で関わった事業所は数少なかった。
- ・学校によっては、本事業も含む様々にあるモデル的な事業全般に対して不安感や不信感を持っておられる。例えば、事業を積極的に使うが、あくまでモデルなので数年で終わってしまって、その後に同様の事業をできる場所が無くなって困る。あるいは、大まかには同種の事業が継続したものの、細かな違いが分からない・イメージできないので、継続的に利用しようとしたのにで

きずに困る。さらには、(学校にしてみれば)似たような本事業が多くあって違いが分かりにくく、一本化してほしいと思っている。といった状況もある。

ii - 滋賀県行政との事業紹介・協議の訪問に関して

- ・教育行政が直接関係していない事業であるため、まず対象校が多少なりとも事業紹介に対して驚かれたり理解に苦しまれることがあった。障害福祉課は学校の所管課ではないため、所管課からの連絡が無いことにお叱りを受ける学校すらあった。
- ・各対象高校・大学の訪問自体への認識の違いがあった。具体的には、当センターは今後に向けての事業紹介のつもりでも、学校としてはどのように利用するか回答を求められている気持ちで受け止めてくださっていることがあった。それにより、協議が噛み合いにくかった場面もあった。
- ・全体的な運営に関わる先生が応対してくださることが多かった。その後、学校全体として本事業をどの程度理解してくださったかの判断が難しい。

ところで、福祉の専門相談機関には、担任・担当からの連絡は時々あるよう。また、事業紹介訪問を受け入れない学校でも、発達障害者支援センター等が保護者からの依頼で学校訪問すると、個々の担任は非常に熱心で問題意識が高かったりもする。そのような先生方を含めた学校内の幅広い先生に、今回の紹介訪問に対応くださった先生がどの程度事業紹介（周知）をしてくださるかが、まだ見えてこない。

つまり、現在のところ、事業理解度×校内周知度といった2つの視点が見えており、今後の見通しがまだ持ちにくい。(例：事業紹介に対応くださった方の理解度が高く、こちらが好感触でも、それが学校内の幅広い先生に周知されているか、されていても幅広い先生が使おうと思ってくくださるレベルかは見えていない。管理職で対応くださり、今後直接の担当者へ再訪問する必要性を感じる学校もある。)

- ・対象校に回った時期は、高校の成績処理期間や冬休みや入試、さらには、大学のテスト期間や春休みなどが重なる時期であった。また、当事者の問題が顕在化するのは5～8月頃が多い、と仰る大学が複数あった。それ故に、学校側からの依頼の出足が鈍った可能性がある。
- ・事業紹介訪問で好感触でも、事業導入にあたっての校内の調整・周知や保護者の了解を得るプロセスに時間がかかり依頼につながっていない可能性がある。

③訪問の中で見えてきた、事業開始当初の想定に加えて今後期待される仕事や課題

i - 研修

教職員向けの研修だけでなく、以下のようなものの必要性が見えた。

- ・生徒向けの研修
 - 発達障害そのものに関する啓発や自己認識を深めるための研修。(建前上は、発達障害に限定せず、広く人権研修等のイメージで行う。)(期待する効果：困り感はあるがその原因が分からずに不安や悩みを抱えるケースに、自己理解を促す。グレーのケースについて、自己認識等を促す。それらのケースも含めた幅広い生徒に対して、気軽に相談できる契機の一つとなる。また、幅広く生徒の障害理解促進が期待できるか。)
 - 卒業時に、卒後に相談できる機関や、気軽に相談できる旨の紹介。
- ・保護者向け啓発研修(生徒向けに同じく、広いテーマで実施。正しい理解とともに、家庭・育児等での困り感による不安の軽減や支援を受けることへの不安の軽減を期待する。)

ii - 機関連携

- ・本事業の周知や本事業を含めた機関連携による支援の深化等を促進させる。
 - 福祉等の相談機関に担任・担当からの連絡があった際に、本事業の再周知を行ってもらう。また、担任からの連絡であれば、本事業の再周知とともにスクールソーシャルワーカーや特別支

援教育担当者にもつなげてもらう。

- 既に福祉や医療の支援・相談を受けているケースについて、福祉機関や保護者から学校へ本事業導入を提案してもらう。
- 学外の機関等がケースを受けるときに必要な情報およびつながり方を具体的に細かく聞き取って、当センターによる対象高校・大学とのケース相談に生かす。（本事業を通してつながる学外機関への円滑な引継ぎ、また、その過程を学校に知ってもらうため。）
- ・ 学校が連携していく先（機関）の役割分担や機能を、整理して文書化して学校に提供する。一方で、各高校・大学の支援状況を、福祉関係者に整理して文書化して提供する。
- ・ 教育関係や滋賀県内大学のネットワークがあり、そこへの参加や事業紹介を行う必要があるか。

iii - その他

- ・ 本事業の具体的な業務内容例を、細かく文書化して各校に提示してみる。高校・大学内の幅広い教職員に、具体的にイメージしやすい形で周知するため。

2) ケースを通した巡回相談等の業務

巡回相談と研修講師を事業の2つの核にしたとき、前者にあたる部分がこれになる。

① ケースのまとめ

8 ケース（3 校）の相談があった。

	依頼者	事例	支援等
a	大学教員	来年度入学予定の大学院生が発達障害がある。一緒に支援を考えてほしい。	担当教員と入学前に、ご本人と面談。今後も継続。
b	大学教員	学校に来ることができていない学生がいて、何らかの困難を抱えているように思う。一緒に支援を考えてほしい。	学生ご本人と継続して連絡を取ることが、大学教員も難しい状況。長い目を持ちながら、模索中。
c	大学の障害学生支援室	対人関係の難しさそのものに取り組みたい意思が少し見えてきた学生への対応と、それに関して連携できる機関。	左記のケースも含めて、当センターと対象校がどのように連携していくかの協議を実施した。
d	大学の障害学生支援室	性的な衝動や“問題行動”に悩む学生への対応と、それに関して連携できる機関。	
e	保護者→学校	保護者から学校との連携を希望する電話が、直接当センターにあった。保護者には学校にもその旨を伝えてもらう。学力や学校での対応全般について相談。	担当・担任の教諭と面談、および、既に支援を実施していた関係機関との連携。面談を受けての具体的な点について、今後も連携を継続することになった。
f	⑤の面談時に併せて、学校より相談	発達障害の特性も一因として、学力的に難しいケースへの対応と保護者応対。	今後、学校の保護者面談に同席予定。
g	対象校の保護者	家庭での“問題行動”が強いケースについて、直接の支援依頼。 本事業では対応しづらいが、事業内容を誤解された？関係機関より紹介を受けて電話してこられた。	ご本人はまずは学校外での生活における問題・困り感が大きいようで、また、何より保護者の精神状態の切迫度が高く、保護者の対応をしつつ直接支援をしようとする関係機関につないだ。 関係機関および保護者には、学校での支援に関して必要に応じて加われる旨を伝えた。
h	対象校の保護者	家庭での対応の難しいケースについての、直接の支援の依頼。本事業では対応しづらいが、何らかの親の会？で本事業を知り、電話してこられた。	学校生活での問題は無いとの認識を持たれており、直接の支援ができない旨を伝えたところ、電話を切られた。必要であれば、学校との連携が可能である旨を伝えておいた。

※ a ～ f が、本事業の中心的な対象となる。そのうち a ～ e は、当センター職員の、別事業での人脈あるいは個人的な人脈を通じて学校につながったものであり、今のところ人脈や本事業実

施前からの連携の大切さを感じさせられる状況になっている。

②業務量

月	対象校						関係機関（含・当事者やその保護者）					
	直接面談		電話		メール FAX など		直接面談		電話		メール FAX など	
					送信	受信					送信	受信
10月	0	—	0	—	0	0	0	—	0	—	0	0
11月	0	—	0	—	0	0	0	—	0	—	0	0
12月	0	—	0	—	0	0	0	—	15回	2時間50分	2回	1回
1月	1回	20分	4回	45分	5回	4回	0	—	3回	25分	1回	回
2月	2回	2時間15分	14回	2時間55分	10回	9回	0	—	16回	3時間5分	3回	4回
3月	2回	2時間30分	4回	40分	5回	3回	0	—	8回	1時間20分	3回	2回
合計	5回	5時間5分	22回	4時間20分	20回	16回	0	—	42回	7時間40分	9回	7回

※ 直接面談にかかる移動時間は、時間数に含まない。

※ 直接面談の日程調整のみの電話やFAX送信の確認など、軽微な事務的な電話などは、回数・時間数に含まない。

3) 研修講師

- ・実施が無かった。ただし、自己理解・自己認識やどこかに相談できる契機となることをねらった、幅広い生徒・学生向けの研修について、特に好意的に受け止める対象校が多かった。
- ・実施が無かった背景には、教育分野等でも研修機会が一定数設定されていることがあるようだった。一方で、小規模な大学等は、幅広い教職員への研修のニーズが大なり小なりあるようだった。ただ、事業が年度途中に開始されたために、実施あるいは実施しようと計画することが難しい面もあるようだった。
- ・高校・大学全体での研修実施は希望されないが、個々の担当教員レベルでは研修機会を希望されることはあった。その場合、既に計画されていた「自閉症・行動障害サポートセンター」による自閉症の基本的な内容の研修シリーズをご紹介することもあった。

6、知見や現況のまとめ

1) 対象高校・大学に関して

- ・自己理解のための十分な支援を受けてこなかった生徒・学生、および、理解が不十分だったり不安感が大きかったり学外での支援が過剰な保護者等への対応に、学校で難しい部分があるのは確かである。ただ、一方で、学校自身についても、当事者の学外での生活や卒後を見据えて地域で機関連携を進めていく意識や、どこと連携していくかの知識などに、全体的に改善の余地がある。また、連携の導入の仕方、具体的には連携にあたって必要なアセスメントや当事者本人の気持ち作りも、同様に課題がある。
- ・高校・大学によって、量的にも質的にも差が大きい。その背景には、学校全体としての取り組みだけでなく、特別支援教育コーディネーターや管理職等の経験や考え方、および、高校・大学の学力や専門分野の違いなどもある、と思われる。

2) 機関連携について

- ・福祉や医療等の機関が日常的なネットワークを整え役割分担を明確にしていることで、高校・大学から連携の依頼があった場合に、高校・大学にとっても不安感が小さい円滑な連携になりやすい。
- ・成績処理期間や長期休みなど、高校・大学に特別な時季に配慮があると、連携がより円滑。
- ・当事者を捉える視点や事情が、高校・大学とそれ以外の支援機関で異なる。それぞれを知って、様々な分野が共有できるアセスメントの枠組みが必要。
- ・行政や様々なネットワークの中で、教育と障害等がより具体的に共同していくイメージ・事業が必要。また、そういった事業が一定長い目で時間をかけて保障されないと、直接当事者を支援する「現場」は事業を使いにくい。

7、事業の評価

1) 今年度の振り返り

高校・大学内だけでなく高校・大学外の生活や卒後も見据えた「切れ目のない」支援が、本事業で重要となる部分であり、それを実施できるために「ネットワーク」や機関連携が存在する。しかし、その「ネットワーク」自体が高校・大学には、まだイメージがわきにくいものである。したがって、本事業の利用についてもイメージがわきにくい。さらには、冬休み・春休み・成績処理・受験などがある時期からの事業開始で、約半年間のみの受託だったこともあり、実際の当事者支援が順調に進んだとは言い難い。

ただ、導入にあたっての対象高校・大学との協議、および、関係機関や関係ネットワークとの情報共有等を大切にすることで、事業実施地域の状況は相当に具体的に整理されてきた。

2) 今後の見通し

連携のイメージがわきにくく、より「切れ目のない支援」が難しい状況でも、実際のケースへの支援を通じて少しずつでも連携していくことが、連携促進・深化のためには大切である。そのように考えると、本事業内容の文書化など、対象高校・大学が具体的に本事業を利用できるきっかけとなるアイデアをいくつか立案し、実現していく。それをやや長い目で継続しながら、経過をネットワークの中で共有していくことが必要、と思われる。